

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年12月24日
【事業年度】	第11期（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）
【会社名】	Retty株式会社
【英訳名】	Retty Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 武田 和也
【本店の所在の場所】	東京都港区三田一丁目4番1号 住友不動産麻布十番ビル3F
【電話番号】	(03)6852-1287(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート部門担当 土谷 祐三郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田一丁目4番1号 住友不動産麻布十番ビル3F
【電話番号】	(03)6852-1287(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート部門担当 土谷 祐三郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月
売上高 (千円)	1,268,337	1,690,541	2,268,123	2,215,551	1,938,488
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	392,198	221,021	99,899	274,055	356,299
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	427,377	230,421	155,849	324,030	358,590
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	95,000	616,711
発行済株式総数					
普通株式	514,000	687,364	687,364	10,612,504	11,627,804
A種優先株式 (株)	135,000	111,361	111,361	-	-
B種優先株式	194,000	134,638	134,638	-	-
C種優先株式	184,000	132,829	132,829	-	-
D種優先株式	140,923	101,731	101,731	-	-
純資産額 (千円)	758,623	536,905	692,754	429,529	1,114,136
総資産額 (千円)	996,897	779,789	1,055,457	1,533,832	1,727,887
1株当たり純資産額 (円)	1,501.15	137.65	120.97	40.45	95.80
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ( ) (円)	365.93	24.66	16.68	33.23	31.28
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	76.0	67.6	64.7	28.0	64.5
自己資本利益率 (%)	-	-	25.8	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	378,899	285,430	46,089	626,039	439,734
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	231,494	6,135	11,122	36,847	61,185
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	9,629	9,530	76,674	731,432	671,482
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	561,718	279,682	391,384	459,205	629,158
従業員数 (人)	103	109	119	131	136
(外、平均臨時雇用者数)	(67)	(47)	(49)	(58)	(88)
株主総利回り (%)	-	-	-	-	-
(比較指標: -) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	2,870
最低株価 (円)	-	-	-	-	910

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第7期、第8期及び第10期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第9期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。第11期については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第7期、第8期、第10期及び第11期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 第7期から第10期までの株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。また、第11期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、当社は配当を実施しておりませんので、記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数(パートタイム含む)は年間平均人員を( )内にて外数で記載しております。
9. 第8期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。  
また、第7期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
10. 当社は、2020年3月10日付で株式1株につき8株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算出しております。
11. 第7期から第11期の株主総利回り及び比較指標については、2020年10月30日に東京証券取引所マザーズに上場したため、記載しておりません。
12. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。  
なお、2020年10月30日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

## 2【沿革】

当社は、「食を通じて世界中の人々をHappyに。」をビジョンとして、2010年に創業いたしました。設立以降の当社に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
2010年11月	東京都港区において株式会社TopNotch(現 当社)設立
2011年6月	実名型グルメプラットフォーム「Retty」をWebサイト上にリリース
2011年8月	Retty株式会社に商号変更
2011年10月	「Retty」iPhone版リリース
2011年11月	「Retty」Android版リリース
2013年10月	「Retty」月間利用者数が100万人を突破
2013年11月	本社を東京都渋谷区に移転
2014年4月	飲食店向けのFRM(1)有料サービス「Rettyお店会員」の販売を開始
2014年9月	企業のスマートフォンでの広告コンテンツサービス「タイアップ」の販売を開始
2015年4月	本社を東京都品川区に移転
2015年5月	「Retty」月間利用者数が1,000万人を突破
2016年5月	「Retty」月間利用者数が2,000万人を突破
2016年6月	「Rettyお店会員」が1,000店舗を突破
2016年12月	「Retty TOP USER」(2)制度をスタート
2017年5月	「Retty」月間利用者数が3,000万人を突破
2017年6月	本社を東京都港区に移転
2017年8月	タイ王国において「Retty」iPhone版リリース
2017年9月	タイ王国において「Retty」Android版リリース
2018年4月	ヤフー株式会社と、グルメ情報サービス領域における戦略的パートナーシップ構築を合意
2018年9月	「Rettyお店会員」が5,000店舗を突破
2018年11月	「Retty」月間利用者数が4,000万人を突破
2019年4月	PayPay株式会社と飲食店における決済サービス拡充のための業務提携を開始
2019年10月	食領域のビックデータ連携基盤「Food Data Platform」の提供を開始
2020年2月	「Rettyお店会員」が10,000店舗を突破
2020年10月	東京証券取引所マザーズに上場
2021年4月	飲食店業務支援向けモバイルオーダーサービス「Retty Order」正式リリース

1 FRMはFan Relationship Managementの略称です。

2 Retty TOP USERとは、外食とその魅力を伝えることを楽しみ、特定のエリアやジャンルに詳しいと当社が認定したユーザーです。

### 3【事業の内容】

当社は、「新たな食体験を創り上げ、人生をもっとHappyに。」をビジョンに掲げ、各ユーザーの好みに合わせて個別最適化された飲食店情報を提供するよう、ユーザーの実名に基づく飲食店オススメ口コミ情報及び全国の飲食店情報等を蓄積した実名型グルメプラットフォーム「Retty」( )を運営しております。

現在、インターネットメディアにおいて情報の信頼性が求められており、「誰が」書いたのかという視点も重要になってきております。これは飲食においても同様で、飲食店探しにおいて「友人・知人からの口コミ」が最も参考にされる情報源と当社は考えております。当社は、「食」の好みは人により千差万別であり、信頼できる「ヒト」から飲食店を探すのがベストであるという考えに基づいて「Retty」を設計・運用しております。

具体的には、「Retty」を利用するユーザーは全国の飲食店情報を閲覧できるほか、実際に飲食店を訪れたことがあるユーザーをフォローしオススメ口コミ情報を閲覧することができるようになっております。「Retty」では実名型のサービスとなっているため、当該オススメ口コミ情報の信頼性が高く、また、趣味嗜好が合うユーザー同士で情報提供ができるSNS機能を組み込んでいるため、点数評価では実現できない「人々がHappy」になる空間を提供していると考えております。飲食店側においても、点数評価ではないオススメ口コミ情報が掲載されることから「Retty」を受け入れやすい仕様となっており、当該オススメ情報を投稿するユーザーやフォローするユーザー数を確認できるほか、SNS機能を通じて当該ユーザーとの接点を持つことができるため、単なる一次集客のみならず、二次、三次集客へとつなげることが可能となっております。

このような設計にすることで「Retty」に蓄積される情報は多岐に及びることになり、現在は店舗データや実名口コミ情報にとどまらず、閲覧のログデータ、フォローや「いいね・いきたい」といったアクションデータなどが蓄積されております。これらのデータを分析しユーザーの閲覧、投稿、アクションから割り出された好みやシチュエーション、雰囲気などを考慮した、各ユーザーに最適化された飲食店情報を提供することができるようになっており、「Retty」の持続的な成長の源泉となっております。

「Retty」は、以下3つを特徴としております。



信頼できるヒトから、自分にあったお店を見つけることができる

## 実名型グルメプラットフォーム

- ( ) 当社における「実名型」とは、利用者全員に対して本人確認をとっている状態を指すものではありませんが、Facebookアカウント等との連携により、個人がインターネット上において発信に責任が持てる環境を指しております。

当社事業は、実名型グルメプラットフォーム「Retty」運営事業の単一セグメントであります。 「FRM」、「広告コンテンツ」の2つのサービスを展開しております。

(1)FRM

多くの飲食店は稼働率の向上を通じた売上の増加及び採算の改善による利益率の向上を至上命題としており、当社は「Retty」を通じたオンラインでの販促を提供することで、飲食店から毎月定額のサービス利用料収入を得ております。具体的には、契約した飲食店（以下、「有料店舗」といいます。）に対して、「Retty」内で上位に表示される仕組みや有料店舗の広告を掲載するサービスを提供するほか、飲食店に訪れたことがあるユーザーや当該ユーザーのオススメ口コミ情報及び当該ユーザーをフォローしているユーザーなど、多種にわたるユーザー情報を管理できる顧客管理システムを提供しております。当該顧客管理システムでは、ユーザーとコミュニケーションをとることができる当社独自の仕様となっているため、単なる広告を掲載するのみの販促ではなく、双方向型の販促を提供し、常連客作りに資する継続的な送客を有料店舗に提供しております。

「Retty」には多くのユーザー情報が蓄積されており、ユーザーに対しては最適化された飲食店情報を、有料店舗に対しては二次集客・三次集客につながる販促ツールを提供することで、飲食業界の大きな課題である低い利益率、及びそれに伴う高い廃業率などの改善に大きく貢献できるものと考えております。なお、その想いを込めて当該サービスを「FRM」（Fan Relationship Managementの略称）と名付けております。

当該サービスは、毎月定額の料金を有料店舗より頂くサブスクリプション型のビジネスモデルとなっており、当社は持続的かつ継続的に売上が積み重なっていくストック型の売上と位置づけております。また、今後については毎月定額の固定料金に加えて、送客数に応じて送客手数料を収受する従量課金を付加した契約を締結した参画店舗数を増やしていくことにより、従来から注力している参画店舗数の増加のみならず、ARPUも併せて向上させることでFRM売上の更なる拡大を図っていきたいと考えております。

(2)広告コンテンツ

当社の広告コンテンツは、実名型グルメプラットフォーム「Retty」を活用した広告ソリューション、当社がこれまで実名型グルメプラットフォーム「Retty」を運営、拡大してきた中で蓄積してきたコンテンツを活用したコンテンツソリューションの2つから成り立っております。

広告ソリューションは「Retty」の利用者数を飲食店以外の顧客に送客するサービスです。具体的には下記の3つから成り立っております。

タイアップ

「Retty」を積極的に利用するユーザーを対象にブランド認知向上等のプロモーションを行いたい広告主に対して「Retty」内にタイアップ広告を掲載することで収入を得ております。

アドテクノロジー

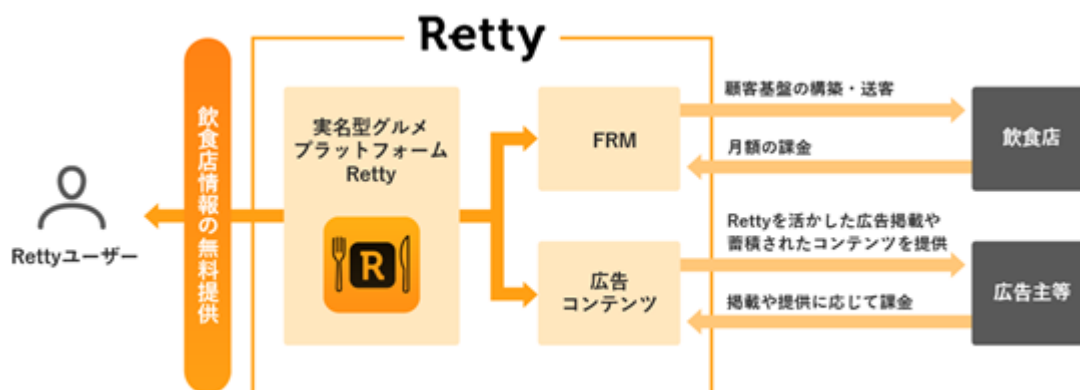
「Retty」上の広告枠を、テクノロジーを活かして効率的に運用することで広告掲載収入を得ております。当社にはユーザーの属性データ及び行動データが蓄積されていることから、これを活かした効果的な広告配信が可能となっております。また、当社では専属のデータアナリストによるデータ分析の実施や、自社サーバーによる機械学習を活かした効率的な広告配信を追求しております。

アライアンス

「Retty」上において同業他社の飲食店予約サービス機能との連携をするなど他社とアライアンスを組むことで送客手数料収入を得ております。

コンテンツソリューション

当社には、80万店（2021年9月時点）に及ぶ店舗データや写真データ、実名口コミデータ、ユーザーログなどのコンテンツが蓄積されており、これをRettyのデータベースである「Food Data Platform」としてクライアントに継続的に提供することで、月額の利用料を頂いております。飲食業界以外の化粧品業界、アパレル業界、旅行業、不動産業といった幅広い業界のクライアントに向けて当社のコンテンツを提供することで、例えば自社の旅行サイトに当社の飲食店情報と口コミ情報を掲載する、当社の口コミ情報から外食トレンドの分析をするなど、自社サイトのコンテンツ制作、マーケティング、データ分析などに活用して頂いております。



なお、当社の当事業年度の四半期ごとの業績の推移は以下のとおりであります。

	第1四半期会計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)		第2四半期会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)		第3四半期会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)		第4四半期会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)	
	金額 (千円)	対前年 同四半期 (%)	金額 (千円)	対前年 同四半期 (%)	金額 (千円)	対前年 同四半期 (%)	金額 (千円)	対前年 同四半期 (%)
売上高	521,850	81.5	468,026	72.1	470,127	111.4	478,483	95.0
うちFRM	373,719	91.5	337,386	78.2	332,529	103.5	354,905	103.9
うち広告コンテンツ	148,130	63.8	130,639	60.0	137,589	136.5	123,577	76.3
売上総利益	361,718	89.8	314,513	70.6	287,144	118.5	296,978	91.2
販売費及び一般管理費	365,185	100.9	354,789	96.6	353,919	104.5	469,564	74.3
営業損失( )	3,467	-	40,275	-	66,774	-	172,586	-

#### 4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2021年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
136 (88)	31.3	3.4	6,263,612

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイム含む)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は実名型グルメプラットフォーム「Retty」運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

##### (2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。



## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社は、「新たな食体験を創り上げ、人生をもっとHappyに。」をビジョンに掲げ、「食」という多くの人にとって生活に密着した領域で、テクノロジーを駆使して新しい価値を創造し、食に関わる人々をより豊かにしていくことで社会に貢献していきたいと考えております。具体的には、実名型グルメプラットフォーム「Retty」を通じて、人々が最適な「食」と巡り合える機会を創出することで、日常の中にある「食」をより楽しめるものに、より豊かなものにしていきたいと考えております。また、これらに加え、アフターコロナにおいて飲食店を経営する上で必要不可欠なデジタル・トランスフォーメーション(DX)を支援するプロダクトを展開していくことで既存集客領域のみに留まらず、人々の食に関わる様々な体験に対してより幅広く貢献して参りたいと考えております。

#### (2) 経営環境と中長期的な経営戦略

国内における飲食店市場は、一般社団法人日本フードサービス協会「令和元年外食産業市場規模推計について」によると19兆9,481億円(飲食店、宿泊施設、喫茶・居酒屋等、料亭の合計)の市場規模と推計されております。飲食店における販促費市場は、飲食市場全体の3%程度と言われており、6,000億円程度がFRMの市場規模と当社は見込んでおります。

一方、株式会社電通「2020年日本の広告費(2021年2月25日)」において日本の総広告費は6兆1,594億円(前年比88.8%)に対して、インターネット広告費は2兆2,290億円(前年比105.9%)となっております。このうち、当社の対象となる業種に絞ると、8,400億円程度(インターネット広告市場×業種別構成比にて市場規模を試算(4マス媒体の業種別広告費率を引用))が広告コンテンツにおける市場規模と当社は見込んでおります。

また、今後において当社は、上述FRM及び広告コンテンツに加えて、モバイルオーダーやテイクアウトツール等、アフターコロナにおいて飲食店を経営する上で必要不可欠なデジタル・トランスフォーメーション(DX)を支援するプロダクトを展開することで既存の集客領域のみに留まらず、飲食店経営を支える統合的なプロダクト群を提供していきたいと考えております。

当該戦略を実行していく上で、当社としてはDXプロダクトの展開を可能にする開発体制の強化及び営業体制の拡充による飲食店への販売チャネル強化を行う必要があると考えており、短期的な足許の利益ではなく、中長期的な飲食店への提供価値拡大に起因する売上最大化を実現する為、翌事業年度においては上述2項目に対して合計4.7億円の投資を実行致します。翌事業年度については当社成長の為の投資実行期と位置づけている為、当事業年度よりも営業赤字が拡大する見込みであるものの、当該投資を実行することで当社の目指す中長期的な売上最大化に大きく寄与するものと考えております。尚、具体的な投資についての詳細は以下の通りとなっております。

#### DXプロダクト開発体制の強化

上述の通り、当社は今後において既存の集客領域のみに留まらずモバイルオーダーを初めとする飲食店のDXに必要な様々なプロダクトを展開して参りたいと考えております。当社は既に実名型グルメプラットフォーム「Retty」において、有料参画店舗と無料参画店舗(注1)を合わせて約4.5万店舗の飲食店との接点を有しており、当該顧客基盤をベースに各DXプロダクトをそれぞれの飲食店ニーズに合わせて提供していくことで、営業効率の高いサービス展開が可能になると考えおります。一方で新たなプロダクトを開発する為には既存の開発体制を更に強化していくことで迅速かつより飲食店のニーズに沿ったプロダクトを提供する必要があると考えている為、来期においては開発体制の強化へ約3.2億円の投資を実行致します。具体的には当社エンジニアの人員強化やモバイルオーダー及びプレミアム予約の初期投資コストが当該投資金額に含まれております。

当該開発体制の強化により、様々な飲食店DXプロダクトを提供することで、既存集客領域において提供している飲食店の売上増加に加え、テイクアウトツールの提供等による飲食店の更なる売上増加への貢献やモバイルオーダー等に代表される業務効率化による固定費の削減等、飲食店への提供価値をあらゆる側面から最大化していきたいと考えております。

(注1) 有料参画店舗ではないものの、無料でアカウントを開設し、基本情報の編集やメニュー掲載など意識的にRettyを利用している店舗

#### 営業体制の拡充による飲食店への販売チャネルの強化

現在、当社ではFRM事業における参画店舗数拡大の為、販売代理店及び当社従業員による直販体制の双方を活用した飲食店への営業体制を構築しております。FRM事業において当社がターゲットとしている飲食店が約6万店舗（注2）であること、また飲食店によるオンライン集客媒体の併用率が70%（注3）であることを踏まえると、当事業年度末における当社参画店舗数8,350店舗についてはその拡大余地は十分に大きいと考えおります。従い、翌事業年度においては、上述販売代理店及び直販体制の人員拡充を目的とした約1.5億円の投資を実行することで、参画店舗数の更なる増加を目指して参ります。

また当該営業体制への投資は、既存のFRM事業強化だけでなく、上述DXプロダクトを飲食店へ提供していく際の販売チャネルの基盤となると考えている為、DXプロダクト開発体制強化への投資と合わせて、当社が今後目指す統合的なプロダクト群の展開にも資するものと考えおります。

（注2）飲食店向けオンライン集客を実施している各社の決算説明資料の有料店舗数をもとに当社が推計

（注3）2021年11月に飲食店に対してのアンケートを用いた当社独自調査によるもの。この様な併用率の高さは飲食店にとって、満席にならない限りは店舗の稼働率を上げる為に費用対効果が見合うオンライン集客媒体を追加的に利用することに起因すると当社は考えております。

#### （3）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社では利用者の実名に基づく飲食店オススメ口コミ情報及び全国の飲食店情報等を蓄積した実名型グルメプラットフォーム「Retty」を運営しており、その価値を図る指標として、月間利用者数を重要指標としております。月間利用者数を維持・拡大することは、FRMにおける送客効果の維持・向上につながるとともに、広告コンテンツ売上の増加にもつながりますが、それだけではなく、「Retty」上の飲食店情報の精度や口コミの充実度を保ち、長期的な成長を可能とする観点からも重要であると考えております。

サービス別では、当社の主力サービスであるFRMにおいては「Retty」を通じたオンラインでの販促を提供することで、飲食店からサービス利用料を得ていることから、参画店舗数を重要指標として運営を行っております。当該参画店舗数は、営業人員数、一人当たり獲得件数、解約率に分解できますが、現時点ではこれらのうち、営業人員数を増加させることが参画店舗数の増加に対し最も効果的であると考えており、当該営業人員数を重視して運営を行っております。また、広告コンテンツにおいては、売上高を構成する要素である月間利用者数及び月間利用者当たり売上高のうち、先述の月間利用者数を増加させることを重視して運営を行っております。

#### （4）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社の今後の経営課題とその対策は以下の4点になります。なお、足許緊急事態宣言の解除に伴い、徐々に飲食店への客足が回復傾向にあるものの、依然COVID-19による外部環境への影響は不透明であることから、翌事業年度におけるCOVID-19の影響については、2021年冬頃にかけて第6波の発生により感染者数が再度拡大するものの、2022年春頃より飲食店の販促意欲及び月間利用者数が回復、新規参画店舗数もそれに伴い回復するという前提を置いております。

##### 利用者数・投稿数の増加、ユーザビリティの向上

当社が今後も高い成長率を維持していくためには、運営サービスである「Retty」の知名度を向上させることによる新規ユーザーの獲得及び実名型グルメサービスを基軸としたおすすめによるお店選びやRettyを通じたシームレスな予約体験を提供することによるリピートユーザーの増加が必要不可欠であると考えております。当事業年度においては、未だCOVID-19の影響から脱したとは言えず、2021年5月には、月間利用者数が4,127万人となっており、COVID-19影響前の2019年同月比では月間利用者が14.3%減少しております。ただし、足許2021年10月では緊急事態宣言解除の影響により月間利用者数は2019年同月比4.7%減となっており、外部環境の回復に伴い徐々に月間利用者数は回復傾向にあります。今後も利用者数の増加、影響力のあるユーザーによる口コミ投稿数増加及びユーザビリティの更なる向上を通じて、ユーザーから最も支持されるグルメプラットフォームとしてのポジションを確立すべく、効果的なプロモーション活動の実施や、開発による機能改良等の各種施策を実行してまいります。

#### 営業体制の拡充

当社の新規参画店舗数は、営業稼働人員数に応じて増加するものであり、販売代理店の営業体制の拡充及び当社従業員による営業体制の構築が必要不可欠と考えております。当社はこれまで多くの販売代理店と契約を締結することによって営業稼働人員数を増加させ、それに伴って参画店舗数を拡大してまいりました。今後、参画店舗を拡大させていくため、販売代理店及び当社従業員による営業体制の陣容拡大や教育などの更なる販売力の向上を図ってまいります。

#### 組織体制の整備

当社の継続的な成長には、事業拡大に応じて優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが不可欠であると考えております。当社ビジョンに共感し、高い意識を持った優秀な人材を採用していくために積極的な採用活動を行ってまいります。また、人員の増加にあわせて、従業員の育成を強化することで、組織力の向上に取り組んでまいります。

#### 技術力の強化について

今後、更なるサービスの拡充・強化に向けてビッグデータの分析・活用を加速させていくためには、その基盤となる技術力を継続的に強化していく必要があります。現時点において、開発者比率（「Retty」の開発及び改善を担当するプロダクト部門・エンジニアリング部門の人員数の合計を総従業員数で割り返した数値です）は、半数程度となっておりますが、今後は更に優秀な技術者の採用及び育成、先端技術への投資、技術志向な風土の維持等を通じて、技術力の向上に取り組んでまいります。

## 2【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 事業環境に係るリスクについて

#### 外食市場及び広告市場について

当社は現状、主として日本国内における外食市場、広告市場において事業展開を行っています。これらの市場は、国内景気動向に影響を受ける市場でもあり、政治情勢の変化、自然災害の発生、感染症の流行、税制の改正等、何らかの要因により景気が後退し、当社顧客の企業収益が悪化した場合には、販売促進費等が削減されることで、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 競合他社の動向について

現在、国内でグルメ情報サービスを提供する競合企業が複数存在しております。また、新規参入を含むこれら競合企業との競争激化に伴い、有料店舗数や広告関連の受注が減少した場合、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

そのようなリスクに対し、当社は、実名型を前提にサービスを提供することにより、ユーザーから実名での口コミの投稿を受け、信頼性の高いデータを蓄積・提供することで、競争力の向上を図っておりますが、競合他社との差別化による優位性が十分に確立できない場合、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 技術革新について

インターネット業界においては、急速な技術変化と水準向上が進んでおります。当社は、これらに対応すべく、優秀な技術者を確保するとともに、技術の研究やシステムの採用等、対応を行っておりますが、今後、一定のスキルを有した技術者の確保が進まない、もしくは十分な機能拡充が提供できない場合は、実名型プラットフォーム「Retty」の広告媒体としての価値が低下し、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 検索エンジンへの対応について

「Retty」のWebサイト利用者の多くは、Google等の検索エンジンを経由して訪問しております。当社では、SEO(検索エンジン最適化)による集客力強化に加え、アプリ利用への誘導をはじめとする多様な施策によりリスク分散を図っております。

しかしながら、検索エンジンのロジックの変化等の要因により、これまでの当社の施策が有効でなくなった場合、当社プラットフォームの集客力が低下し、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### COVID-19の拡大について

COVID-19の国内外における拡大により、訪日外国人の減少のみならず、自粛要請等による国内飲食店市場の需要が低下しており、当社が属する飲食店における販促費市場やインターネット広告市場も影響を受けております。また、集団感染により勤務する従業員を確保することが困難となる事態も予想され、業務の遂行が困難となるおそれがあります。COVID-19の更なる拡大によって、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。当社では、感染予防と感染拡大の防止に最優先で取り組むとともに、COVID-19が当社に与える影響を見極めつつ、社会・経済環境の変化に応じた各事業の構造改革に継続して努めてまいります。

## (2) 事業内容に関するリスクについて

### 口コミ（書き込み内容）について

当社は、実名で訪問した飲食店の口コミを書き込み、発信することによって、「Retty」サイト内において、飲食店を検索するユーザーにとって個別最適化された情報を提供しております。口コミは、実名で記載されるため、より信頼性の高い情報を提供できているものと当社は考えております。口コミには、好意的な内容だけでなく、改善を要望する内容等についても書き込みが行われます。

当社は、サイト内の利用規約において、公序良俗に反する口コミや誹謗中傷、対価を受け取れることを目的とした投稿など禁止行為を明示するとともに、投稿監視システムによる不適切投稿の抽出及び目視による確認などを行うカスタマーサポート体制を整備し、当社が不適切と判断した口コミを書き込んだユーザーに対して、その口コミを削除・修正するよう要請等を行っております。

しかしながら、サイト内で不適切な口コミがなされ、その発見が出来なかった場合や当社対応が遅れた場合には、影響力のあるユーザーの支持が下がり、サイト運営者としての当社の信用を失い、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 飲食店とユーザーとのトラブルについて

当社は、飲食店が開店や移転、閉店することにより情報内容の変更が生じた場合には、確認を行い、情報を随時修正しております。情報の修正がなされない場合や、遅延が生じた場合に、飲食店情報が正確でないまま、ユーザーが訪問しトラブルが発生し、当社に問い合わせがなされた場合には、当社は情報の確認並びに修正をするとともに、ユーザーへ説明を行っております。しかしながら、トラブルを経験したすべてのユーザーが納得をするとは限らないため、当社の評判の低下や風評により、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### システムやインターネット接続環境の不具合について

当社は、主にインターネットを通じて飲食店情報を提供しており、当社のシステムやインターネット接続環境の安定は事業を行っていく上で不可欠であります。「Retty」におけるシステムトラブルの発生可能性を低減するため、安定的運用のためのシステム強化、セキュリティ強化を徹底しており、トラブルが発生した場合においても短時間で復旧できる体制を整えております。

しかしながら、想定を大幅に上回るアクセスの増加等による負荷の拡大や自然災害や事故、ソフトウェアの不具合、コンピューターウィルスの感染などによる予期せぬトラブルが発生し、大規模なシステム障害が起こった場合には、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 当社想定を上回る解約が生じるリスク

当社のFRMは、毎月定額の料金を有料店舗より頂くサブスクリプションモデルであるため、これまで満期解約率を重要指標としてとらえ、これを低減させていくために、飲食店舗の集客効果増進のためのインターネット予約機能の強化やその他様々な施策を実施してまいりました。その結果、COVID-19拡大前の2020年3月まで満期解約率は2%程度（注）で推移しておりました。その後、COVID-19に伴う緊急事態宣言の影響で飲食店の経営環境が悪化したことから一時的に満期解約率が上昇しましたが、月額サービス利用料の免除施策などを通じて、2020年7月以降においては正常状態である2%程度に戻っております。

また、上記の満期解約とは別に、COVID-19に伴う緊急事態宣言の影響で、契約の満期を迎える前に閉店を余儀なくされた飲食店もあり、それによるイレギュラー解約件数も一時的に増加しましたが、これについても上述満期解約率の上昇と同様、一時的なトレンドと考えております。今後においても、飲食店における利用状況や経営環境の変化などの理由により、毎年一定程度は解約が発生いたします。予算及び経営計画には、将来の解約を見込んでおりますが、当社の想定を超える解約が発生した場合には、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 満期での解約件数（閉店などのイレギュラーな要因によって契約期間の満期を迎える前に解約に至った店舗及び大手飲食法人向けに多数の店舗を安価かつ一括で受注するトライアル契約による解約店舗を除いた件数）を、前月末の保有店舗数で除した解約率としております。

### (3) 組織体制について

#### トップマネジメント

当社の代表者である武田和也は、当社の創業者であり、設立以来、最高経営責任者として、事業戦略の立案や実行等、会社運営において重要な役割を果たしております。

当社は、同氏に過度な依存をしない経営体制の構築を目指し、人材の育成及び強化を行っておりますが、何らかの理由により、同氏に不測の事態が起こった場合には、現状では当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 優秀な人材の確保について

当社は、今後想定される事業拡大や新規事業の展開に伴い、優秀な人員の確保が不可欠と考えております。特にシステム分野のスキルを有する人材の確保や事業の拡大・成長させていくためのマネジメント能力を有する人材の確保に努めております。

しかしながら、当社が求める人材が十分に確保出来なかった場合や人材の流出が進んだ場合には、継続的な事業の拡大に支障が生じ、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 販売代理店を通じた有料店舗の獲得について

当社のFRMサービスの有料店舗獲得は、主に販売代理店を通じて行われているため、当社は、販売代理店との良好な業務関係の構築・維持に努めてまいりました。その結果、販売代理店の新規参画と、販売代理店の営業体制強化が進んでおります。

しかしながら、販売代理店が、経営上の理由から当社FRMサービスの取扱いを縮小・撤退すること等により、有料店舗獲得数が鈍化した場合や、有料店舗数の維持・獲得のために当社から販売代理店に支払う手数料に係る料率を上げざるを得なくなった場合には、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 事業に係る法的規制などについて

#### 個人情報流出のリスク

当社は、「Retty」の運営に際し、ユーザーや飲食店等の個人情報を保有しております。そのため、当社は、「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報取扱事業者該当し、規制の対象となっております。

当社は、個人情報の漏洩防止対策はもちろん、個人情報の管理を事業運営上、重要事項と認識しております。個人情報保護規程及びセキュリティポリシーを制定し、個人情報の管理を厳格に行うとともに、個人情報の保護に関する法律及び関連法並びに関連ガイドラインの遵守に努めるとともに内部監査を実施する等、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、外部からの不正アクセスや従業員の故意又は過失により、個人情報が外部に流出した場合、当社は損害賠償責任を負うとともに、当社の社会的信用や事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 知的財産権について

当社は、本書提出日現在、日本、香港にて「Retty」の商標登録を有しております。今後展開を検討している国やサービスを含め、それらの商標、ロゴ等については、原則、商標権を取得する方針であります。当社が保有する知的財産を侵害されるおそれのある場合には、顧問弁護士や弁理士等と連携し、必要な処置を講じてまいります。また、当社が商標など知的財産権を取得する場合は、十分な検証を行い、他社の知的財産権を侵害しないよう慎重に対応してまいります。

しかしながら、当社のサービスを表す商標を他社が取得した場合、訴訟へと発展することも考えられるため、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### カントリーリスクについて

当社は、タイ王国においても同様の事業を展開しております。当社の海外事業は、各国の政治情勢や経済情勢等、様々な要因により当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 訴訟について

当社において、重大な訴訟の提起はございませんが、当社の提供するサービスの不備、当社が保有する個人情報及び機密情報の漏えい、第三者の不正アクセスによる情報流出等に関する訴訟をユーザーや店舗から提起される可能性があります。これらの訴訟により、ブランドイメージを毀損し、事業活動に支障をきたす可能性があります。また、金銭的な負担が増加し、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### インターネット関連事業における法的規制について

当社がインターネット上で運営しているプラットフォームにおいては各種法的規制を受けており、具体的には、「電気通信事業法」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」、「不当景品類及び不当表示防止法」等といった法的規制の対象となっております。当社では、上記を含む各種法的規制に関して、法令遵守体制の整備・強化、社員教育を行っております。

しかしながら、今後インターネット関連事業者を対象とした法的規制の制定または改正がなされることで、当社の業務の一部が制約を受ける場合、または新たな対応を余儀なくされる場合、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) その他のリスクについて

##### 自然災害、事故等について

当社では、自然災害、事故等に備え、基幹システム「Retty」のデータベース及びログの定期的バックアップ、「Retty」の稼働状況の常時監視等によりトラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、当社所在地近辺において、大地震等の自然災害が発生した場合、当社設備の損壊や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生し、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### 配当政策について

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。今後の配当方針については、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

現時点において当社は、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には、業績及び財政状態等を勘案しながら株主への利益の配当を目指してまいります。しかしながら、配当実施の可能性及びその実施時期等については、本書提出日現在において未定であります。

##### 税金の影響について

当社は、事業拡大のための先行投資を積極的に行ってきたことなどから、当事業年度末において当社に税務上の繰越欠損金が存在しております。今後において当社の事業が当社の想定通りに推移した場合には、課税所得の発生に伴う繰越欠損金の解消が法人税、住民税及び事業税の金額に影響を及ぼす見込みです。

##### ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社では、取締役、従業員及び社外協力者に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、既存の株主が有する保有株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 経営成績の状況

当社が属する外食産業は、2020年3月頃より、新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の感染者増により、大きな打撃を受けており、依然として先行きは不透明な状態にあります。この様な状況下、当社の運営するグルメプラットフォーム「Retty」の月間利用者数も未だCOVID-19の影響を一定程度受けており、外食産業への打撃と相俟って、Rettyを通じて飲食店へ集客支援を行うFRM事業やRetty内での広告掲載や他社へ飲食データの提供を行っている広告コンテンツ事業も同じくCOVID-19の影響を受けております。

FRM（Fan Relationship Managementの略称）について、新規参画店舗数は2021年1月以降、複数回に渡って発令された緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発令による影響を受けざるを得ず、当事業年度における月平均新規参画店舗数は約392件となりました。また解約についても、居酒屋チェーンなどを代表とする大手法人向けトライアル契約において、店舗閉店等によるイレギュラー解約が発生したことにより前事業年度末から当事業年度末において参画店舗数は約1,380件が減少し、8,350件となりました。一方で当該減少1,380件の内、1,172件は上述トライアル契約の減少となっており、COVID-19影響前より当社が注力している個店を中心とした通常契約については208件の減少に留まっており、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が断続的に発令された外部環境の中でも参画店舗数の減少を抑えることができたと考えております。また、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置期間中に休業を余儀なくされた一部の飲食店に対して月額利用料の免除を合計52百万円実施致しました。

広告コンテンツについては、2020年4月に発令された第1回目の緊急事態宣言以降、広告単価の下落による影響が引き続き生じております。また、月間利用者数についても緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の影響により一時的に減少傾向となっております。一方、費用面では、前事業年度において実施したサーバー費用を始めとした各種コストの抑制施策を、引き続き実施し、経営効率の最適化を進めました。その結果、売上高は1,938百万円（前事業年度比12.5%減）、売上原価は678百万円（前事業年度比15.2%減）、販売費及び一般管理費は1,543百万円（前事業年度比9.2%減）となりました。

また、2020年10月に東証マザーズへ上場したことに伴う新規株式発行に係る株式交付費、2021年4月2日に適時開示致しました株式会社ジヌウへの貸付金に対する貸倒引当金繰入額の計上、及び支払利息により営業外費用75百万円（前事業年度比1,576.8%増）を計上しております。

上記の結果として、当事業年度における営業損失は283百万円（前事業年度は283百万円の営業損失）、経常損失は356百万円（前事業年度は274百万円の経常損失）、当期純損失は358百万円（前事業年度は324百万円の当期純損失）となりました。なお、当社は実名型グルメプラットフォーム「Retty」運営事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

##### 財政状態の状況

###### （資産）

当事業年度末における流動資産は1,422百万円となり、前事業年度末に比べ287百万円増加いたしました。これは主に、2020年10月に東証マザーズへ上場したことに伴う新規株式の発行や、オーバーアロットメントによる売出しに関連した大和証券株式会社への第三者割当増資による現金及び預金の増加、また短期借入金の返済による現金及び預金の減少が生じた結果として前事業年度末と比較して現金及び預金が169百万円増加したことによるものです。また、当事業年度末における固定資産は305百万円となり、前事業年度末に比べ93百万円減少いたしました。これは主に、販売代理店に対する販売手数料の長期前払が縮小したことにより長期前払費用が82百万円減少したことによるものです。

上記の結果として、総資産は1,727百万円となり、前事業年度末に比べ194百万円増加いたしました。

###### （負債）

当事業年度末における流動負債は334百万円となり、前事業年度末に比べ421百万円減少いたしました。これは主に、短期借入金の減少316百万円、及び前事業年度に計上したGo To Eatキャンペーンのプロモーション費用や営業代理店への体制構築費用の支払い等による、未払金の減少145百万円によるものです。また、当事業年度末における固定負債は279百万円となり、前事業年度末に比べ69百万円減少いたしました。これは、長期借入金の内、一部が1年内返済予定の長期借入金へ振り替えられたことにより、長期借入金が69百万円減少したことによるものです。

上記の結果として、総負債は613百万円となり、前事業年度末に比べ490百万円減少いたしました。



(純資産)

当事業年度末における純資産は1,114百万円となり、前事業年度末に比べ684百万円増加いたしました。これは、上述記載の新規株式発行及び第三者割当増資等により資本金、資本準備金がそれぞれ521百万円増加したこと及び当期純損失の計上に伴う利益剰余金の減少358百万円によるものです。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は前事業年度末に比べ169百万円増加し、629百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、439百万円(前事業年度は626百万円の使用)となりました。これは主に、税引前当期純損失356百万円及び未払金の減少145百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、61百万円(前事業年度は36百万円の使用)となりました。これは主に、株式会社ジンユウに対する貸付けによる支出55百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、671百万円(前事業年度は731百万円の獲得)となりました。これは主に、2020年10月に東証マザーズへ上場したことに伴う新規株式の発行等による増加1,032百万円及び短期借入金の減少316百万円によるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	前年同期比(%)
FRM(千円)	1,398,541	93.1
広告コンテンツ(千円)	539,947	75.8
合計(千円)	1,938,488	87.5

(注) 1. 当社は実名型グルメプラットフォーム「Retty」運営事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社EPARKグルメ	255,403	11.5	446,132	23.0

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容につきましては、「経営成績の分析」、「(1) 財政状態の状況」、「(1) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社における資金需要は、主として運転資金であります。運転資金の需要のうち主なものは、業容拡大のための営業人員の人件費、サービス品質のさらなる向上のための開発人員の人件費及び有料店舗数増加のための販売代理店に対する販売手数料であります。この財源については、自己資金の効率的な運用に加え、金融機関からの資金調達を基本としております。なお、事業活動を円滑に実行できるよう、適正な水準の資金の流動性の維持及び確保を最優先としております。具体的には、何らかの理由により売上債権の入金が滞った場合でも取引先に対する支払に遅れが発生せず、かつ、必要に応じて金融機関からの資金調達を実行するまでの間、事業運営に支障が出ない水準の預金残高を維持しております。

目標とする経営指標

当社の目標とする経営指標は、FRMにおける参画店舗数及び月間利用者数であります。

(FRMにおける参画店舗数)

参画店舗数は、当事業年度末時点において前事業年度末から1,380件減少し、8,350店舗(前年同月比85.8%)となりました。一方で当該減少1,380件の内、1,172件は上述トライアル契約(注)の減少となっており、COVID-19影響前より当社が注力している個店を中心とした通常契約については208件の減少に留まっており、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が断続的に発令された外部環境の中でも参画店舗数の減少を抑えることができました。

(注)居酒屋チェーンなどを代表とする大手飲食法人向けに多数の店舗を安価かつ一括で受注する契約形態

(月間利用者数)

当事業年度における実名型グルメプラットフォーム「Retty」の月間利用者数は、2021年5月時点で4,127万人(前年同月比36.7%増)となっており、5月については、2021年、2020年共に月内の大半が緊急事態宣言下であったにもかかわらず、前年同月比で着実に利用者数が回復しております。これは2020年5月と比較すると流動人口が増加していることに加え、コロナ禍においても実名型による情報の信頼性の高さと信頼できる「ヒト」から個別最適化されたお店探し体験がユーザーから広く支持を集めていることによるものと考えております。

## 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「2 事業等のリスク」をご参照ください。

## 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

## 経営成績の分析

### (売上高)

当事業年度における売上高は1,938百万円(前事業年度比12.5%減)となりました。FRMについては居酒屋チェーンを代表とするトライアル契約の閉店によるイレギュラー解約(注)が発生したこと及び緊急事態宣言期間並びにまん延防止等重点措置期間中の休業を余儀なくされた一部の飲食店に対し、月額利用料の免除を行なったこと等により、同サービスにかかる売上高が前年同期比と比較して減少しております。また、広告コンテンツについては2020年4月に発令された第1回目の緊急事態宣言以降、広告単価の下落による影響が引き続き生じております。また、月間利用者数についても緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の影響により一時的に減少傾向となっている為、結果として売上高が前年同期比で減少しております。当事業年度においては2021年1月以降、ほぼ全期間に亘り緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されていたことにより、月間利用者数及び新規参画店舗数等、当社における重要な経営指標が影響を受けざるを得ない状況となりました。しかしながら、足許では緊急事態宣言解除により、飲食店の景況感は徐々に回復基調に転じております。この様な外部環境の回復に加えて、当社では新規参画店舗の回復に向けて、販売代理店及び当社従業員による営業体制の強化を実施しており、今後外部環境の回復に伴って徐々に新規参画店舗数が増加することも見込まれます。

(注) 閉店などのイレギュラーな要因によって契約期間の満期を迎える前に解約に至った店舗及び大手飲食法人向けに多数の店舗を安価かつ一括で受注するトライアル契約による解約

### (売上原価・売上総利益)

当事業年度における売上原価は678百万円(前事業年度比15.2%減)となりました。これは主に、広告コンテンツ売上減少に伴う広告制作原価の減少及び社外エンジニアへの業務委託を抑制したことによる外注加工費減少によるものです。

上記の結果として、当事業年度における売上総利益は1,260百万円(前事業年比11.0%減)となりました。

### (販売費及び一般管理費・営業損失)

当事業年度における販売費及び一般管理費は1,543百万円(前事業年度比9.2%減)となりました。これは主に、前事業年度においてGo To Eatキャンペーン実施に合わせたメディアプロモーション費用を計上した反動によるものです。

上記の結果として、当事業年度における営業損失は283百万円(前事業年度は営業損失283百万円)となり、赤字となりました。

### (営業外収益・営業外費用・経常損失)

当事業年度における営業外収益は2百万円(前事業年度比85.2%減)となりました。これは主に、前事業年度に計上された雇用調整助成金及び家賃支援給付金の反動によるものです。

当事業年度における営業外費用は75百万円(前事業年度比1576.8%増)となりました。これは主に、2021年4月2日に適時開示致しました株式会社ジヌウへの貸付金に対する貸倒引当金繰入額の計上によるものです。

上記の結果として、当事業年度における経常損失は356百万円(前事業年度は経常損失274百万円)となりました。

(当期純損失)

上記の通り、経常損失356百万円の計上により、当事業年度における当期純損失は358百万円(前事業年度は当期純損失324百万円)となりました。

**4【経営上の重要な契約等】**

該当事項はありません。

**5【研究開発活動】**

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資等の総額は4,948千円であります。その内容は、パソコン等の工具、器具及び備品の取得によるものであります。当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。また、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。なお、当社は実名型グルメプラットフォーム「Retty」運営事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2021年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都港区)	本社事務所、 ネットワーク関連設備、PC等	92,539	9,811	1,779	104,129	136 (88)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数の( )は、臨時雇用者数(パートタイム含む。)を外数で記載しております。

4. 本社建物は賃借しております。年間賃借料は142,345千円であります。

5. 当社は、実名型グルメプラットフォーム「Retty」運営事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

##### (2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年12月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,627,804	11,738,404	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	11,627,804	11,738,404	-	-

- (注) 1. 2021年10月1日から2021年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が110,600株増加しております。
2. 提出日現在の発行数には、2021年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。



## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

## a. 第2回新株予約権

決議年月日	2013年4月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 5 (注) 8
新株予約権の数(個)	18 [17]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 144,000 [136,000] (注) 1、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	89 (注) 2、6、7
新株予約権の行使期間	自 2015年5月1日 至 2023年4月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 89 資本組入額 44.5 (注) 6、7
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 当社が株式分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割若しくは吸収合併を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件

当社の取締役・従業員として新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。

新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

4. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

5. 組織再編時の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

6. 2015年4月30日付で株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

8. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員3名となっております。

b. 第3回新株予約権

決議年月日	2013年5月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 1 (注) 8 社外協力者 1
新株予約権の数(個)	14 [9]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 112,000 [72,000] (注) 1、 6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	89 (注) 2、6、7
新株予約権の行使期間	自 2015年6月1日 至 2023年5月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 89 資本組入額 44.5 (注) 6、7
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月未現在(2021年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月未現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 当社が株式分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割若しくは吸収合併を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割若しくは吸収合併を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件

当社の取締役・従業員として新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他代表取締役が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。また、会社協力者として割当を受けた者は、権利行使時においても、会社協力者の地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、代表取締役が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。

新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

4. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

5. 組織再編時の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

6. 2015年4月30日付で株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

8. 付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員1名、社外協力者1名となっております。

c. 第4回新株予約権

決議年月日	2014年8月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 12 (注) 8
新株予約権の数(個)	18 [12]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 144,000 [96,000] (注) 1、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	213 (注) 2、6、7
新株予約権の行使期間	自 2016年9月1日 至 2024年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 213 資本組入額 106.5 (注) 6、7
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 当社が株式分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件

当社の取締役・従業員として新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他代表取締役が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。

新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

- 4 . 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。
- 5 . 組織再編時の新株予約権の取扱い  
組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
  - 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）
  - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
  - 吸収分割
  - 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
  - 新設分割
  - 新設分割により設立する株式会社
  - 株式交換
  - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - 株式移転
  - 株式移転により設立する株式会社
- 6 . 2015年4月30日付で株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 7 . 2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 8 . 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員3名となっております。

d. 第6回新株予約権

決議年月日	2015年7月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 29 (注)7
新株予約権の数(個)	14,410 [12,810]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 115,280 [102,480] (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	682 (注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2017年7月14日 至 2025年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 682 資本組入額 341 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1. 当社が株式分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件

当社の取締役・従業員として新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他代表取締役が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。

新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

4. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

5. 組織再編時の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

6. 2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員13名となっております。



e. 第7回新株予約権

決議年月日	2015年7月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 3 (注) 7
新株予約権の数(個)	2,400
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 19,200 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	682 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2017年7月14日 至 2025年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 682 資本組入額 341 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2021年11月30日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 当社が株式分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件

新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

4. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

5. 組織再編時の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

6. 2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 付与対象者による権利の放棄及び権利の行使により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、社外協力者1名となっております。

f. 第 8 回新株予約権

決議年月日	2016年 7 月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 30 （注）7
新株予約権の数（個）	3,880
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 31,040 （注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	960 （注）2、6
新株予約権の行使期間	自 2018年 7 月21日 至 2026年 7 月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 960 資本組入額 480（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2021年 9 月30日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2021年11月30日）において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1 . 当社が株式分割（株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

- 2 . 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

- 3 . 新株予約権の行使条件

当社の取締役・従業員として新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他代表取締役が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。

新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

4. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

5. 組織再編時の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

6. 2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員7名となっております。

g. 第9回新株予約権

決議年月日	2016年7月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 16,000 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	960 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2018年7月21日 至 2026年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 960 資本組入額 480 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2021年11月30日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 当社が株式分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件

新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

4. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

5 . 組織再編時の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

6 . 2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

h. 第11回新株予約権

決議年月日	2017年3月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 42 (注) 7
新株予約権の数(個)	19,545 [19,320]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 156,360 [154,560] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	960 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2019年5月19日 至 2027年4月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 960 資本組入額 480 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

5. 組織再編時の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

6. 2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員22名となっております。



i. 第12回新株予約権

決議年月日	2017年3月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 21 (注) 7
新株予約権の数(個)	5,770
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 46,160 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	960 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2019年9月30日 至 2027年8月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 960 資本組入額 480 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2021年11月30日)において、これらの事項に変更はないため、提出日前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

5. 組織再編時の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

6. 2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 付与対象者の退職による権利の喪失、並びに権利行使により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員10名となっております。

j. 第13回新株予約権

決議年月日	2018年8月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の数(個)	50,723
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 405,784 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,223 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2018年9月1日 至 2023年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,223 資本組入額 1,111.5(注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2021年11月30日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場していること。

4. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

5. 組織再編時の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以

下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

- 6 . 2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

k. 第15回新株予約権

決議年月日	2018年9月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役監査等委員 2 当社従業員 18 (注)7
新株予約権の数(個)	6,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 48,000 (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,223 (注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2020年9月29日 至 2028年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,223 資本組入額 1,111.5(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2021年11月30日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

5. 組織再編時の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

6. 2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役監査等委員2名、当社従業員13名となっております。

I. 第16回新株予約権

決議年月日	2019年9月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 32 (注)7
新株予約権の数(個)	12,800
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 102,400 (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,223 (注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2021年9月29日 至 2029年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,223 資本組入額 1,111.5 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2021年11月30日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

5. 組織再編時の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

6. 2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員30名となっております。



m. 第17回新株予約権

決議年月日	2019年9月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の数(個)	1,300
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,400 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,223 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2019年9月29日 至 2029年9月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,223 資本組入額 1,111.5 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2021年11月30日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

新株予約権の目的たる株式が金融商品取引所に上場され、取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

4. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

5. 組織再編時の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以

下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

- 6 . 2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

## a. 第10回新株予約権

決議年月日	2017年3月23日
新株予約権の数(個)	3,600
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 28,800 (注)2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	469 (注)3、7
新株予約権の行使期間	自 2017年3月24日 至 2027年3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 477 資本組入額 239 (注)7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2021年11月30日)において、これらの事項に変更はないため、提出日前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき、70円で有償発行している。

2. 当社が株式分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

## 4. 新株予約権の行使条件

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

イ. 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)

ロ．本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

ハ．本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき

ニ．本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。）

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

#### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

#### 6. 組織再編時の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

- 7 . 2020年 2 月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年 3 月10日付で株式 1 株につき 8 株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- ( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

( 4 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年5月9日 (注) 1	-	普通株式 514,000 A種優先株式 135,000 B種優先株式 194,000 C種優先株式 184,000 D種優先株式 140,923	1,171,612	100,000	183,000	1,084,612
2018年4月27日 (注) 2	普通株式 167,956 A種優先株式 23,639 B種優先株式 53,954 C種優先株式 51,171 D種優先株式 39,192	普通株式 681,956 A種優先株式 111,361 B種優先株式 140,046 C種優先株式 132,829 D種優先株式 101,731	-	100,000	-	1,084,612
2018年8月24日 (注) 3	普通株式 5,408	普通株式 687,364 A種優先株式 111,361 B種優先株式 140,046 C種優先株式 132,829 D種優先株式 101,731	-	100,000	-	1,084,612
2018年8月30日 (注) 3	B種優先株式 5,408	普通株式 687,364 A種優先株式 111,361 B種優先株式 134,638 C種優先株式 132,829 D種優先株式 101,731	-	100,000	-	1,084,612

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年3月10日 (注)4	普通株式 4,811,548 A種優先株式 779,527 B種優先株式 942,466 C種優先株式 929,803 D種優先株式 712,117	普通株式 5,498,912 A種優先株式 890,888 B種優先株式 1,077,104 C種優先株式 1,062,632 D種優先株式 813,848	-	100,000	-	1,084,612
2020年3月16日 (注)5	普通株式 4,313,592 A種優先株式 890,888 B種優先株式 1,077,104 C種優先株式 1,062,632 D種優先株式 813,848	普通株式 9,812,504	-	100,000	-	1,084,612
2020年8月24日 (注)6	-	普通株式 9,812,504	40,308	59,691	461,640	622,971
2020年8月24日 (注)7	普通株式 800,000	普通株式 10,612,504	35,308	95,000	35,308	658,279
2020年10月29日 (注)8	普通株式 200,000	普通株式 10,812,504	108,560	203,560	108,560	766,839
2020年10月30日～ 2021年12月1日 (注)9	普通株式 1,840	普通株式 10,814,344	883	204,443	883	767,723
2020年12月2日 (注)10	普通株式 722,700	普通株式 11,537,044	392,281	596,724	392,281	1,160,004
2020年12月3日～ 2021年9月30日 (注)11	普通株式 90,760	普通株式 11,627,804	19,986	616,711	19,986	1,179,991

- (注)1. 2017年3月23日開催の臨時株主総会決議により、財務体質の健全化を目的として、資本金の額及び資本準備金の額を減少するとともに、これにより生じたその他資本剰余金の全額をその他利益剰余金の欠損填補に充当しております。この結果、資本金が1,171,612千円(減資割合92.1%)減少し、資本準備金が183,000千円(減資割合14.4%)減少しております。
2. 2018年4月27日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを消却しております。
3. 2018年8月24日付で、B種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、B種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該B種優先株主にB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2018年8月24日開催の取締役会決議により、2018年8月30日付で当該B種優先株式の全てを消却しております。
4. 株式分割(1:8)によるものであります。
5. 2020年3月16日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株、C種優先株主及びD種優先株主にC種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1.25株をそれぞれ交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを消却しております。

- 6 . 2020年 6 月26日開催の臨時株主総会決議により、財務体質の健全化を目的として、資本金の額及び資本準備金の額を減少するとともに、これにより生じたその他資本剰余金の全額をその他利益剰余金の欠損填補に充当しております。この結果、資本金が40,308千円（減資割合40.3%）減少し、資本準備金が461,640千円（減資割合42.6%）減少しております。
- 7 . 第 5 回新株予約権の行使によるものであります。
- 8 . 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格	1,180円
引受価額	1,085.60円
資本組入額	542.80円
払込金総額	217,120千円
- 9 . 新株予約権の行使による増加であります。
- 10 . 有償第三者（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

発行価格	1,180円
資本金組入額	542.80円
割当先	大和証券株
- 11 . 新株予約権の行使による増加であります。
- 12 . 2021年10月 1 日から2021年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が110,600株増加、資本金及び資本準備金がそれぞれ12,476千円増加しております。



(5) 【所有者別状況】

2021年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	7	23	78	21	15	4,096	4,240	-
所有株式数(単元)	-	9,682	5,664	5,595	18,535	30	76,738	116,244	3,404
所有株式数の割合(%)	-	8.33	4.87	4.81	15.94	0.03	66.01	100.00	-

(注) 自己株式121株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に21株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
武田 和也	東京都目黒区	3,360	28.89
YJ2号投資事業組合	東京都千代田区紀尾井町1番3号	1,588	13.66
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UKDU UCITS CLIENTS NON LENDING 10 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	802	6.90
Zホールディングス株式会社	東京都千代田区紀尾井町1丁目3番	402	3.45
長束 鉄也	東京都北区	336	2.88
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	334	2.87
林 正栄	東京都目黒区	288	2.48
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目13番1号)	264	2.27
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー)	254	2.18
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	221	1.90
計	-	7,852	67.53

(注) 1. 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

野村信託銀行株式会社(投信口) 221千株

2. 前事業年度末において主要株主であったJAPAN VENTURES I L.P.(常任代理人 Eight Roads・キャピタル・アドバイザーズ・ホンコン・リミテッド・日本支店)は、当事業年度末では主要株主ではなくなりました。

(7)【議決権の状況】  
 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,624,300	116,243	1単元の株式数は、100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 3,404	-	-
発行済株式総数	11,627,804	-	-
総株主の議決権	-	116,243	-

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合(%)
Retty株式会社	東京都港区三田1-4-1 住友不動産麻布十番ビル3F	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	121	197,891
当期間における取得自己株式	40	50,560

(注)当期間における取得自己株式には、2021年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 ( - )	-	-	-	-
保有自己株式数	121	-	161	-

(注)1.当期間における保有自己株式数には、2021年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### 3【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施していません。今後の配当方針については、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期につきましては未定であります。

当社の配当の決定機関は取締役会であります。なお、2020年8月25日開催の臨時株主総会決議により、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は9月30日、中間配当は3月31日を基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けております。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長期的な競争力の維持向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実が経営の重要課題と認識しております。株主やパートナー企業等全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たしつつ、効率経営を推進し、高収益体質を目指して企業価値増大に努めております。

#### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### イ．会社の機関の基本説明

当社は、監査等委員会設置会社であり、議決権のある監査等委員である取締役を置き、取締役会の監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実とさらなる経営の効率化を図る体制としております。

##### a．取締役会・役員体制

取締役会は、6名の取締役（うち監査等委員である取締役3名、社外取締役4名）で構成され、毎月1回の定時取締役会を開催しております。取締役会は重要な事項はすべて付議し、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討いたします。迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、随時取締役会を開催し、十分な議論のうえで経営上の意思決定を行います。

また、業務執行は、執行役員6名を選任し、権限委譲した組織運営を行い、取締役を日常業務より分離することで迅速で的確な経営意思決定と業務遂行責任の明確化を可能とする体制作りを推進しております。

##### b．監査等委員会

監査等委員会は、独立性の高い社外取締役3名で構成されており、うち2名は財務・会計の専門的な知見、1名は法務の専門的な知見を有しております。なお、当該社外取締役のうち1名は、フルタイムには達しないものの、原則週5日、各日とも相当程度の時間を職務に割いており、監査等委員である取締役としての職務を遂行しております。

監査等委員会は、経営執行を常時監視し、法令遵守、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用、取締役の職務執行の適法性等を監査いたします。監査等委員の互選により、監査等委員長1名を選定し、監査等委員長を中心に内部監査担当者及び会計監査人と定期及び随時に情報交換を行い、コンプライアンスやリスク管理に関して緊密に連携しております。

監査等委員会は、毎月1回開催し、必要事項を協議するほか、情報の共有化を図っております。

##### c．報酬委員会

取締役の報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的とし、取締役会の諮問機関として任意に「報酬委員会」を設置しております。報酬委員会は、社外取締役4名で構成され、委員長は独立社外取締役から選任しております。報酬委員会は、監査等委員でない取締役の報酬等について、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保するために、取締役会からの諮問を受け、適時開催することとしています。

##### d．執行役員会

会社の業務遂行に関する重要事項について、取締役会の他に個別経営課題の審議の場として、常勤取締役及び執行役員により構成する執行役員会を原則として週1回開催しております。ここでは、情報の共有化を図ると共に業務執行上の重要な事項を審議し、また代表取締役社長から委譲された業務執行事項を決定しております。

##### e．内部監査

当社では、専門の部署として、内部監査室は設置していませんが、代表取締役の承認により、指名された内部監査担当者によって、内部監査を実施しております。当社の内部監査は、担当者3名で構成されております。内部監査担当者は、自己監査とならないよう、自己が所属している部門以外について内部監査を実施しております。また、内部監査担当者と監査等委員、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

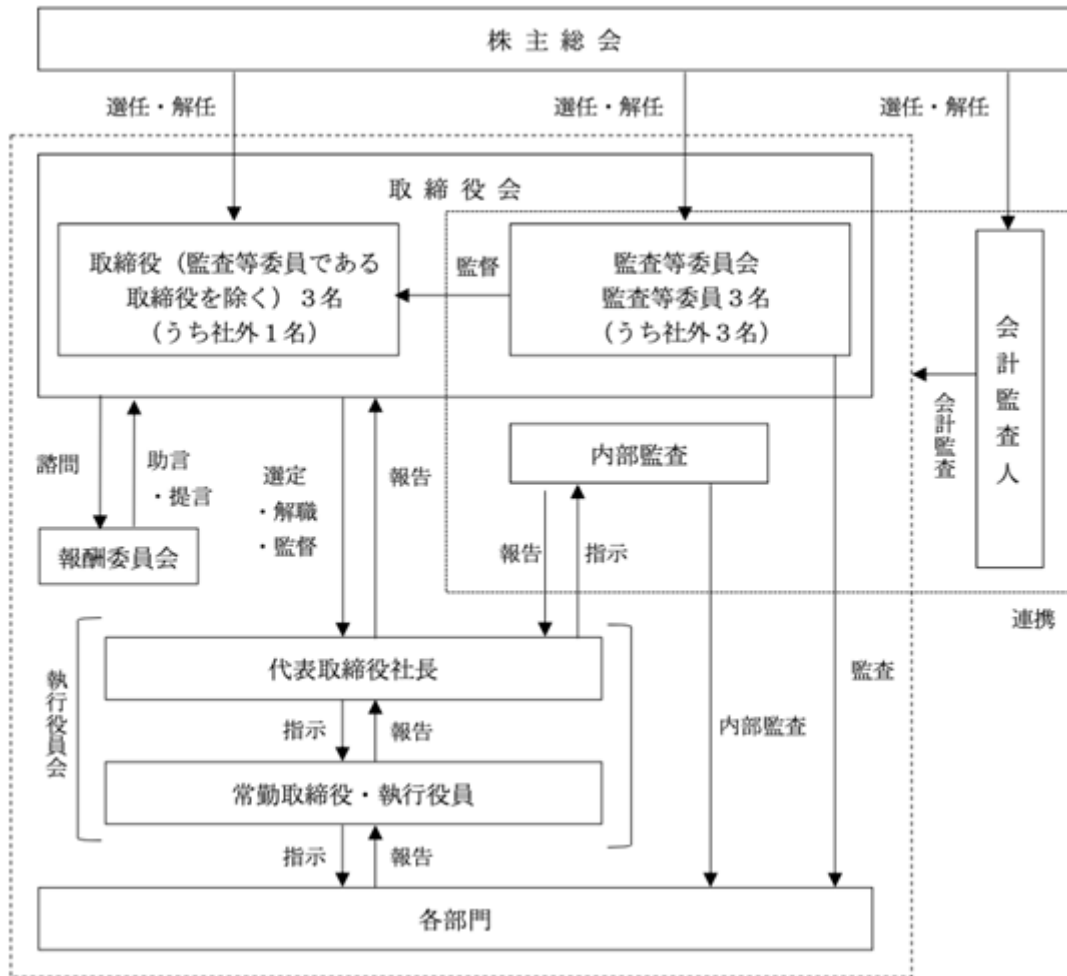
f. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査が実施されております。

なお、各機関の構成員は次のとおりであります。( ( : 議長、○ : 出席者、 : 陪席者)

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	執行役員会	報酬委員会
代表取締役	武田 和也				
取締役	長束 鉄也				
取締役 ( 社外取締役)	本田 浩之				
取締役 ( 監査等委員、社外取締役)	大杉 泉				
取締役 ( 監査等委員、社外取締役)	上原 佑香				
取締役 ( 監査等委員、社外取締役)	森 一生				
執行役員 セールス部門担当	安東 太郎				
執行役員 コーポレート部門担当	土谷 祐三郎				
執行役員 エンジニアリング部門担当	小迫 明弘				
執行役員 プロダクト部門担当	野口 大貴				
執行役員 I R 経営企画室担当	奥田 健太				
執行役員 事業統括室担当	川野 寛治				

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると、以下のとおりとなります。



□ . 当該体制を採用する理由

当社は、経営の健全性、客観性及び適正性を確保し、適正な業務執行体制を維持しつつも、経営戦略を迅速に実行できる体制を構築するとともに、監査等委員である取締役による客観的かつ中立的な立場からの監督及び監視を行うため、また、監査等委員会、内部監査及び会計監査人による相互連携が十分に発揮される体制を確保・維持するために、本体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

コーポレート・ガバナンスを維持していくうえで、業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の確保・整備は、経営上必要なプロセスであると認識しており、次のとおり内部統制システムの基本方針を定めております。

- a．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ( ) 当社は、法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
  - ( ) 当社は、社内及び社外に複数の通報窓口を設けた内部通報制度を整備し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
  - ( ) 内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。また、内部監査担当は、監査の結果を代表取締役社長に報告する。
  - ( ) 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。
- b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ( ) 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に適切に記録し、保存する。
  - ( ) 取締役が当該文書または電磁的媒体を必要に応じて速やかに閲覧できる体制を整備する。
  - ( ) 「機密情報管理規程」及び「個人情報保護規程」に基づき、機密情報及び個人情報を保護するための体制の構築に努める。
- c．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社の損失の危険に対処するため、「危機管理規程」を整備し、適宜見直しを行う。また、コーポレート部門が主管部署となり、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対策を検討する。
- d．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ( ) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
  - ( ) 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- e．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- ( ) 監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を求めることができるものとする。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないこととする。
  - ( ) 監査等委員会を補助すべき使用人は、監査等委員の指示に基づき、監査等委員会の監査に関わる権限の行使を補助するものとする。
- f．前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ( ) 前号の使用人の指揮命令権は監査等委員会が有し、その任命、異動、評価、懲戒については、監査等委員会の事前の同意を得た上で行うものとする。
  - ( ) 前号の使用人が他部署の使用人を兼務する場合には、監査等委員会の職務に関する使用人への指示は監査等委員より直接行うものとする。
  - ( ) 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員の指揮命令に従う旨を取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。



- g. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ( ) 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に説明を求めることができる。
  - ( ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- h. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会へ前号の報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- i. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該職務の執行に必要なないと認められた場合を除き速やかに当該処理をする。
- j. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、内部監査担当と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。

#### ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理に関して「危機管理規程」を定め、代表取締役社長をリスク管理最高責任者、取締役を危機管理責任者とするリスク管理体制を構築しております。業務上、発生する可能性がある各種リスクを把握、分析し、適切に対処すべく継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでおります。

また、内部通報制度を設け、コンプライアンスに抵触する事態の発生の早期発見、解決に取り組んでおります。当社の従業員は、本制度を通じてコンプライアンス違反等の事実が生じているか、または生じようとしていることを社内外に設けた通報窓口に通報することができます。

#### 八. 取締役との責任限定契約

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### 二. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項及びその理由並びに株主総会の特別決議要件を変更した内容及びその理由

##### a. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

##### b. 自己株式の取得

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨、定款に定めております。これは、企業環境の変化に応じた機動的な経営を可能とすることを目的とするものであります。

c. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決定により定めることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

d. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

e. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ホ. 取締役の定数

当社の取締役は、取締役（監査等委員を除く）7名以内、取締役（監査等委員）5名以内とする旨を定款で定めております。

ヘ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性4名 女性2名 (役員のうち女性の比率33%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	武田 和也	1983年9月2日生	2006年4月 ㈱コピキタス・エクスチェンジ入社 2007年4月 ㈱ネットエイジ(現ユナイテッド㈱)入社 2010年11月 当社設立 代表取締役社長(現任)	(注)3	3,360,000
取締役	長束 鉄也	1983年3月5日生	2006年4月 DOWAホールディングス㈱ 入社 2008年4月 ㈱フラクタリスト(現ユナイテッド㈱)入社 2010年11月 当社設立 取締役(現任)	(注)3	344,000
取締役	本田 浩之	1960年10月30日生	1984年4月 ㈱リクルート(現 ㈱リクルートホールディングス) 入社 2000年4月 同社 執行役員次世代事業開発担当 2003年4月 同社 執行役員 兼 ㈱リクルートHRマーケティング(現 ㈱リクルートジョブズ) 代表取締役社長 2005年4月 ㈱リクルート(現 ㈱リクルートホールディングス) 取締役 兼 常務執行役員 51job.Inc. Director 2008年4月 同社 取締役 兼 専務執行役員 2012年6月 同社 顧問 2013年4月 ㈱オルトプラス 顧問 2013年7月 同社 社外取締役 2014年3月 ㈱ジーニー 取締役 ㈱リブセンス 社外取締役 2014年9月 当社顧問 2014年10月 ㈱ダブルスタンダード 社外取締役 2016年3月 TVISION INSIGHTS㈱ 社外取締役(現任) 2017年12月 当社 社外取締役(現任)	(注)3	36,000
取締役 (監査等委員)	大杉 泉	1985年4月6日生	2008年12月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 2014年3月 公認会計士登録 2014年12月 ㈱イグニス 監査役 2015年12月 ㈱イグニス 取締役(監査等委員) 2017年7月 オプティメッドホールディングス㈱ 監査役(現任) 2017年12月 当社 取締役(監査等委員)(現任) ㈱インティメート・マージャー 監査役(現任) ㈱サン・システム 監査役(現任) 2018年1月 大杉公認会計士事務所 設立及び所長就任(現任) 2018年12月 ㈱メディプラス・マネジメント 監査役	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	森 一生	1978年4月26日生	2009年12月 弁護士登録 2010年1月 小林・藤堂法律特許事務所 入所 2012年9月 慶應義塾大学大学院法務研究科 助教 2016年10月 代官山総合法律事務所 設立及び代表就任(現任) 2017年10月 ㈱ファーストロジック 社外監査役(現任) 2017年11月 丹平製薬㈱ 社外監査役(現任) 2017年12月 ㈱スポーツフィールド 社外監査役(現任) ㈱アトラエ 社外監査役 当社 取締役(監査等委員)(現任) 2018年12月 ㈱SDGth 代表取締役(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	上原 祐香 (戸籍名：小野 祐香)	1969年10月2日生	1993年4月 ゴールドマン・サックス証券会社(現 ゴールドマン・サックス証券株式会社)入社	(注)4	-
			1994年7月 メリルリンチ証券株式会社(現 BofA証券株式会社)入社		
			2007年2月 同社 株式会社資本市場部 マネージング ディレクター		
			2012年3月 同社 資本市場部門 株式会社資本市場部長 マネージング ディレクター		
			2015年11月 みずほ証券株式会社 入社 エクイティグループ 金融戦略部 ディレクター		
			2016年4月 同社 プロダクツ本部 エクイティキャピタルマーケット第一部長		
			2018年4月 同社 投資銀行本部 シニアエグゼクティブ		
			2019年7月 JPモルガン証券株式会社 入社 投資銀行本部 株式会社資本市場部 マネージング ディレクター(現任)		
2021年12月 当社取締役(監査等委員会)(現任)					
計					3,740,000

- (注) 1. 本田浩之、大杉泉、上原祐香、森一生は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会については、次のとおりであります。  
 委員長 大杉泉、委員 上原祐香、委員 森一生
3. 2021年12月23日開催の定時株主総会終結の時から、2022年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2021年12月23日開催の定時株主総会終結の時から、2023年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	安東 太郎	セールス部門
執行役員	土谷 祐三郎	コーポレート部門
執行役員	小迫 明弘	エンジニアリング部門
執行役員	野口 大貴	プロダクト部門
執行役員	奥田 健太	I R 経営企画室担当
執行役員	川野 寛治	事業統括室担当

#### 社外役員の状況

##### イ. 社外取締役の員数

当社の社外取締役は4名であり、うち3名は監査等委員である取締役であります。

##### ロ. 社外取締役と会社の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役本田浩之は、当社の新株予約権400個を保有しております。この他に、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役大杉泉は、当社の新株予約権400個を保有しております。この他に、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役森一生は、当社の新株予約権300個を保有しております。この他に、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役上原祐香と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

##### ハ. 社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。なお、当社は、社外取締役の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提として、少数株主の保護や当社の事業課題に対する積極的な提言や問題提起を期待することができるか否かといった観点から候補者を選定しております。

社外取締役の本田浩之は、当社との人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから選任しております。

また、経営執行を常時監視し、法令遵守、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用、取締役の職務執行の適法性等の監査の充実・強化を目的として、監査等委員3名の全員を社外取締役として選任しております。

監査等委員である社外取締役の大杉泉は、公認会計士としての財務・会計に関する深い知見に加え、IT関連の上場企業において監査等委員長を務めるなど、これまでの知見を活かした監査等委員監査の実施にとどまらず、監査品質の更なる向上のために、監査の全体図を俯瞰することによる網羅的、効果的な監査計画の立案や、当社の経営への提言や業務執行に対する適切な監督を行っており、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、上場における独立役員として指定し、届け出ております。

監査等委員である社外取締役の上原祐希は、国内外の証券会社において責任者を歴任するなど、資本市場における豊富な経験と高い専門性を有しております。グローバルレベルの資本市場との対話力の強化及びコーポレートガバナンスの更なる強化に向けて監督、助言を期待でき、その豊富な経験において、客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、上場における独立役員として指定し、届け出ております。

監査等委員である社外取締役の森一生は、弁護士としての企業法務に関する深い知見及びIT系上場企業における社外監査役としての経験を有しており、上場を控えた当社にとって、経営全般及び内部統制について適切なアドバイスが期待でき、その豊富な経験において、客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、上場における独立役員として指定し、届け出ております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し意見を述べることにより、取締役の業務執行状況を監督し経営の監視機能を果たすとともに、適宜内部統制部門に対する質疑等を行っております。また、監査等委員である社外取締役については、監査等委員会監査基準に基づき監査を実施しております。

内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携については、「(3) 監査の状況」に記載のとおりです。

## (3) 【監査の状況】

## 監査等委員会監査の状況

## イ．監査等委員会監査の組織、人員及び手続

監査等委員会は、独立性の高い社外取締役3名で構成されております。うち大杉泉取締役、梅澤真由美取締役は財務・会計の専門的な知見、森一生取締役は法務の専門的な知見を有しております。監査等委員会は、毎月1回開催し、必要事項を協議するほか、情報の共有化を図っております。

監査等委員会は、当社の監査等委員会規程及び各種法令等に基づき取締役の職務の執行の監査等を行っております。具体的には、取締役会等重要な会議への出席、取締役を含む役員等との面談の他、会計監査人及び内部監査担当者と緊密な連携を構築することにより、適切な三様監査を実施し監査の実効性の確保に努めております。

## ロ．監査等委員及び監査等委員会の活動状況

当事業年度において、当社は監査等委員会を合計13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況は次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
大杉 泉	13回	13回
梅澤 真由美	13回	13回
森 一生	13回	13回

監査等委員会は、監査等委員3名で構成されております。監査等委員会は、当社の監査等委員会規程及び各種法令等に基づき、取締役の職務執行の監査等を行っております。具体的には、取締役会等の重要会議への出席、重要書類の閲覧などのほか、内部監査担当者や会計監査人と積極的なコミュニケーションを実施することにより、三様監査の緊密な連携を図っております。

監査等委員会における主な検討事項として、監査計画及び分担の策定、株主総会及び取締役会付議事項の確認、会計監査人の監査方法及び結果の相当性に関する検討、会計監査人の選解任に関する検討、監査報告書の作成等を行っております。

また、各監査等委員の活動として、代表取締役社長及び業務執行取締役、社外役員、執行役員との個別面談を実施しているほか、重要会議への出席や従業員との個別面談、各種書類の閲覧等を通じ、各種業務執行状況及び経営課題への対応等について監査を実施しております。

## 内部監査の状況

当社では、専門の部門として、内部監査室は設置しておりませんが、代表取締役の承認により、指名された内部監査担当者によって、内部監査を実施しております。当社の内部監査は、担当者3名で構成されております。内部監査担当者は、自己監査とならないよう、自己が所属している部門以外について内部監査を実施しております。また、内部監査担当者と監査等委員、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

## 会計監査の状況

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人又は同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

## イ．継続監査期間

6年間

## ロ．業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 矢部 直哉  
指定有限責任社員・業務執行社員 新井 慎吾

八．監査業務における補助者の構成

公認会計士 7名  
その他 3名

二．監査法人の選定方針と理由

当社は監査法人を選定するにあたり、監査法人の概要、品質管理体制、会社法上の欠格事由の有無、独立性、監査の実施体制等、監査報酬見積額等を調査し、当社の業務内容に対応して効率的かつ合理的な監査業務が行えること、品質管理の水準、監査実績等から、総合的に評価しております。これらを総合的に検討した結果、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、適正な監査が可能であると判断したため選定をしております。

なお、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ホ．監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、公益社団法人日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に沿って実施しており、会計監査人から、監査計画、監査体制、独立性、法令遵守状況等の報告を受け、会計監査人の監査活動状況の評価を踏まえ、監査等委員会として会計監査人の職務に問題はないと判断し、EY新日本有限責任監査法人の再任を決議いたしました。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
18,000千円	-	20,500千円	1,500千円

当事業年度の非監査業務の内容は、株式上場に係るコンフォートレター作成業務であります。

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（イ．を除く）

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬を決定するにあたり、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘定し、監査等委員会の同意を得て、取締役会で決定しております。

ホ．監査等委員が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会として、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であると判断したためです。

## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、その内容及び決定方法は以下のとおりです。

## 1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同）の報酬は、企業業績と株主価値の持続的向上に向け、取締役の機能を十分に発揮するために必要な報酬額を、株主総会で承認いただいた総額の範囲内において、報酬委員会からの答申及び監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会の決議により代表取締役に一任し決定することを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役及び社外取締役に對しては、その保有する株式及び新株予約権が、企業価値向上のインセンティブとなっていると考えられることを鑑み、基本報酬のみを支払うこととし、業績連動報酬等または非金銭報酬等は支給しないものとします。

## 2. 基本報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、実績に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

## 3. 業績連動報酬及び株式報酬に関する考え方

基本方針記載のとおり、持続的な企業業績と株主価値の向上に向け、取締役の機能を十分に発揮するためのインセンティブ設計は非常に重要であると考え、業績連動報酬等及び株式報酬の設定を検討しております。一方で、業績連動報酬等及び株式報酬は、既存株主の持株比率及び当社の経営成績に影響を与えるため、その内容は慎重に議論した上で決定する必要があるため、引き続き任意に設置した報酬委員会で検討するものとします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する株主総会の決議年月日は2017年12月25日であり、報酬総額を年額150百万円以内とする旨決議しております。なお、当事業年度における各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額の決定については、上記報酬総額の範囲内で代表取締役社長武田和也に一任する旨、2020年12月23日開催の取締役会において決議しております。

当社の監査等委員である取締役の報酬に関する株主総会の決議年月日は2017年12月25日であり、報酬総額を年額30百万円以内とする旨決議しております。当事業年度における監査等委員である各取締役の報酬の額の決定については、監査等委員である取締役全員で協議を実施し、2020年11月17日に上記報酬総額の範囲内で決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	ストック オプション	退職慰労金	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	26,807	26,807	-	-	-	2
社外役員	15,400	15,400	-	-	-	4

当社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため、記載しておりません。



( 5 ) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式価値の変動又は株式に係る配当によって利益獲得を目的とする株式を純投資目的である投資株式とし、取引関係の強化、情報収集を目的とする株式を純投資目的以外の目的である投資株式の区分としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	0	1	0

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	(注)

(注)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載していません。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年10月1日から2021年9月30日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、財務会計基準機構や監査法人等が行うセミナーに参加しております。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	459,205	629,158
売掛金	244,938	278,964
立替金	64,973	124,197
前払費用	393,856	358,688
その他	9,264	57,525
貸倒引当金	37,417	25,770
流動資産合計	1,134,820	1,422,763
固定資産		
有形固定資産		
建物	114,520	114,520
減価償却累計額	15,804	21,980
建物(純額)	98,715	92,539
工具、器具及び備品	39,038	40,160
減価償却累計額	28,189	30,349
工具、器具及び備品(純額)	10,849	9,811
有形固定資産合計	109,564	102,350
無形固定資産		
ソフトウェア	3,496	1,779
無形固定資産合計	3,496	1,779
投資その他の資産		
破産更生債権等	1,825	57,298
長期前払費用	115,623	32,902
敷金及び保証金	170,318	167,924
その他	10	10
貸倒引当金	1,825	57,140
投資その他の資産合計	285,951	200,994
固定資産合計	399,011	305,124
資産合計	1,533,832	1,727,887

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	346,000	30,000
1年内返済予定の長期借入金	44,664	69,324
未払金	201,791	55,963
未払費用	20,531	38,647
未払法人税等	530	21,307
預り金	16,652	16,652
前受収益	42,151	10,811
賞与引当金	68,882	66,317
その他	14,431	25,381
流動負債合計	755,634	334,407
固定負債		
長期借入金	348,668	279,344
固定負債合計	348,668	279,344
負債合計	1,104,302	613,751
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	95,000	616,711
資本剰余金		
資本準備金	658,279	1,179,991
資本剰余金合計	658,279	1,179,991
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	324,030	682,620
利益剰余金合計	324,030	682,620
自己株式	-	197
株主資本合計	429,249	1,113,884
新株予約権	280	252
純資産合計	429,529	1,114,136
負債純資産合計	1,533,832	1,727,887

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
売上高	2,215,551	1,938,488
売上原価	799,416	678,133
売上総利益	1,416,135	1,260,355
販売費及び一般管理費	1,699,610	1,543,459
営業損失( )	283,474	283,104
営業外収益		
受取利息	19	23
助成金収入	13,761	1,941
償却債権取立益	125	30
その他	-	56
営業外収益合計	13,906	2,051
営業外費用		
支払利息	3,576	7,782
貸倒引当金繰入額	-	55,606
株式交付費	-	11,050
為替差損	910	806
その他	-	0
営業外費用合計	4,487	75,246
経常損失( )	274,055	356,299
特別利益		
新株予約権戻入益	8,795	-
特別利益合計	8,795	-
税引前当期純損失( )	265,260	356,299
法人税、住民税及び事業税	530	2,290
法人税等調整額	58,238	-
法人税等合計	58,769	2,290
当期純損失( )	324,030	358,590

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
広告・コンテンツ制作費		122,305	15.3	76,814	11.3
労務費		373,248	46.7	364,077	53.7
経費		303,861	38.0	237,242	35.0
当期売上原価		799,416	100.0	678,133	100.0

原価計算の方法

当社の原価計算は、実際個別原価計算であります。

主な内訳は次のとおりであります。

前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	
通信費	119,842千円	通信費	111,031千円
地代家賃	61,894千円	地代家賃	47,293千円
外注費	73,181千円	外注費	33,549千円

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	1,084,612	-	1,084,612	501,949	501,949	682,662
当期変動額							
減資	40,308	461,640	501,949	40,308			-
欠損填補			501,949	501,949	501,949	501,949	-
新株の発行	35,308	35,308		35,308			70,617
当期純損失（ ）					324,030	324,030	324,030
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）							
当期変動額合計	5,000	426,332	-	426,332	177,919	177,919	253,412
当期末残高	95,000	658,279	-	658,279	324,030	324,030	429,249

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	10,092	692,754
当期変動額		
減資		-
欠損填補		-
新株の発行		70,617
当期純損失（ ）		324,030
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	9,812	9,812
当期変動額合計	9,812	263,225
当期末残高	280	429,529

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	95,000	658,279	658,279	324,030	324,030	-	429,249
当期変動額							
新株の発行	521,711	521,711	521,711				1,043,422
当期純損失（ ）				358,590	358,590		358,590
自己株式の取得						197	197
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）							
当期変動額合計	521,711	521,711	521,711	358,590	358,590	197	684,634
当期末残高	616,711	1,179,991	1,179,991	682,620	682,620	197	1,113,884

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	280	429,529
当期変動額		
新株の発行		1,043,422
当期純損失（ ）		358,590
自己株式の取得		197
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	28	28
当期変動額合計	28	684,606
当期末残高	252	1,114,136



## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純損失( )	265,260	356,299
減価償却費	14,679	13,879
貸倒引当金の増減額( は減少)	31,026	43,668
賞与引当金の増減額( は減少)	11,702	2,564
受取利息及び受取配当金	19	23
助成金収入	13,761	1,941
支払利息	3,576	7,782
為替差損益( は益)	724	609
株式交付費	-	11,050
新株予約権戻入益	8,795	-
売上債権の増減額( は増加)	82,038	33,891
立替金の増減額( は増加)	64,973	59,223
前払費用の増減額( は増加)	246,126	34,956
長期前払費用の増減額( は増加)	83,544	82,720
未払金の増減額( は減少)	115,788	145,828
未払費用の増減額( は減少)	3,611	18,116
預り金の増減額( は減少)	3,317	0
前受収益の増減額( は減少)	30,779	31,339
その他の資産の増減額( は増加)	4,126	48,260
その他の負債の増減額( は減少)	20,719	29,968
その他	2,389	3,024
小計	633,330	433,595
利息及び配当金の受取額	19	23
助成金の受取額	13,761	1,941
利息の支払額	4,200	7,572
法人税等の支払額又は還付額( は支払)	2,290	530
営業活動によるキャッシュ・フロー	626,039	439,734
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	33,568	4,948
貸付けによる支出	-	55,606
敷金及び保証金の差入による支出	3,268	714
敷金及び保証金の回収による収入	-	84
その他	10	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	36,847	61,185
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	268,500	316,000
長期借入れによる収入	400,000	-
長期借入金の返済による支出	6,668	44,664
自己株式の取得による支出	-	197
株式の発行による収入	69,600	1,032,344
財務活動によるキャッシュ・フロー	731,432	671,482
現金及び現金同等物に係る換算差額	724	609
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	67,820	169,953
現金及び現金同等物の期首残高	391,384	459,205
現金及び現金同等物の期末残高	459,205	629,158

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～22年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

有形及び無形固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

減損損失 - 千円      有形固定資産 102,350千円      無形固定資産 1,779千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社では実名型グルメプラットフォーム「Retty」運営事業の単一の事業を行っていることから同社を単一の資金生成単位としております。当社は前事業年度及び当事業年度において営業損失を計上したことから、固定資産に減損の兆候が生じているものと判断しております。減損の認識の判定にあたっては、将来5年間の事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローを算定し、固定資産の帳簿価額と比較しております。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回ったため、減損損失の認識は不要と判断しております。

主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算定における主要な仮定は、事業計画における売上高の基礎となる新規参画店舗数及び解約率であります。なお、当事業年度末である2021年9月末まで緊急事態宣言が延長されたことから当社の新規参画店舗数が低く抑えられたものの、足許では同緊急事態宣言の解除に伴い、徐々に飲食店への客足が回復傾向にあることから、翌事業年度においては2022年春頃より飲食店の販促意欲が回復し、当社の新規参画店舗数もそれに伴い回復するものと仮定しております。また、従来の販売代理店に対する投資に加えて直販体制の充実化など営業体制の更なる強化及びサービスラインナップの拡充や商品力強化に向けた開発体制拡充といった積極的な投資を実行することにより、外部環境の回復に留まらない新規参画店舗の増加や送客人数増加による既存参画店舗の解約率の減少も事業計画に織り込んでおります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

事業計画や新型コロナウイルス感染症の拡大を含む経営環境等の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変化が生じた場合、翌事業年度において、減損処理が必要となる可能性があります。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用予定であります。

なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年改正)については、2023年9月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中  
であります。

(表示方法の変更)

(1) 貸借対照表

前事業年度まで「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「立替金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた74,238千円は、「立替金」64,973千円、「その他」9,264千円として組み替えております。

(2) 損益計算書

前事業年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「償却債権取立益」は、損益計算書の明瞭性を高めるために、当事業年度より区分掲記しました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外収益の「その他」に表示しておりました125千円は、「償却債権取立益」125千円として組み替えております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

前事業年度まで「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の資産の増減額(は増加)」に含めて表示しておりました「立替金の増減額(は増加)」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の資産の増減額(は増加)」に表示しておりました69,100千円は、「立替金の増減額(は増加)」64,973千円、「その他の資産の増減額(は増加)」4,126千円として組み替えております。

(4) 個別注記表

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(5) 有価証券明細表

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	900,000千円	800,000千円
借入実行残高	346,000	30,000
差引額	554,000	770,000

なお、上記の契約のうち、当社のコミットメントライン契約(当事業年度末残高30,000千円)には財務制限条項が付されており、以下の条項に抵触した場合は期限の利益を喪失し、当該借入金を返済する義務を負っております。

- ・各四半期の末日における貸借対照表の純資産の部を資産超過とすること。

( 損益計算書関係 )

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度40.5%、当事業年度29.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度59.5%、当事業年度70.9%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 ( 自 2019年10月1日 至 2020年9月30日 )	当事業年度 ( 自 2020年10月1日 至 2021年9月30日 )
販売促進費	466,816千円	396,246千円
給料及び手当	423,224	495,753
広告宣伝費	184,279	47,236
賞与引当金繰入額	76,132	91,167
貸倒引当金繰入額	37,427	4,843
減価償却費	9,407	9,333



(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式 (注)1.2.3.				
普通株式	687,364	9,925,140	-	10,612,504
A種優先株式	111,361	779,527	890,888	-
B種優先株式	134,638	942,466	1,077,104	-
C種優先株式	132,829	929,803	1,062,632	-
D種優先株式	101,731	712,117	813,848	-
合計	1,167,923	13,289,053	3,844,472	10,612,504
自己株式 (注)2.				
普通株式	-	-	-	-
A種優先株式	-	890,888	890,888	-
B種優先株式	-	1,077,104	1,077,104	-
C種優先株式	-	1,062,632	1,062,632	-
D種優先株式	-	813,848	813,848	-
合計	-	3,844,472	3,844,472	-

(注)1. 2020年2月18日開催の取締役会決議により、2020年3月10日付で当社株式1株につき8株の割合で株式分割いたしました。これにより発行済株式総数は下表のとおり増加し、9,343,384株となっております。

種類	株式分割前 発行済株式総数(株)	増加株式数(株)	株式分割後 発行済株式総数(株)
普通株式	687,364	4,811,548	5,498,912
A種優先株式	111,361	779,527	890,888
B種優先株式	134,638	942,466	1,077,104
C種優先株式	132,829	929,803	1,062,632
D種優先株式	101,731	712,117	813,848
計	1,167,923	8,175,461	9,343,384

2. 2020年3月16日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株、C種優先株主及びD種優先株主にC種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1.25株をそれぞれ交付しております。これにより発行済株式総数は469,120株増加し、9,812,504株となっております。またその後同日付で当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを消却しております。
3. 2020年8月24日付で、新株予約権の行使を受けたことにより、普通株式を新たに発行しております。これにより発行済株式総数は800,000株増加し、10,612,504株となっております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる数(株)				当事業年度末 残高(千円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
第5回新株予約権	普通株式	100,000	700,000	800,000	-	-
第10回新株予約権	普通株式	5,300	37,100	10,400	32,000	280
上記以外のストック・ オプションとしての新 株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		105,300	737,100	810,400	32,000	280

(注) 1. 第5回新株予約権及び第10回新株予約権の当事業年度増加は、2020年3月10日付の株式分割  
 (1株につき8株)によるものであります。

2. 第5回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 第10回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の失効によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式（注）1．				
普通株式	10,612,504	1,015,300	-	11,627,804
合計	10,612,504	1,015,300	-	11,627,804
自己株式（注）2．				
普通株式	-	121	-	121
合計	-	121	-	121

（注）1．普通株式の発行済株式総数の増加1,015,300株は、新規上場に伴う公募増資による増加200,000株、第三者割当増資による増加722,700株、新株予約権の行使による増加92,600株によるものであります。

2．普通株式の自己株式の株式数の増加121株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
第10回新株予約権	普通株式	32,000	-	3,200	28,800	252
上記以外のストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		32,000	-	3,200	28,800	252

（注）第10回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定	459,205千円	629,158千円
現金及び現金同等物	459,205	629,158

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
1年内	141,400	164,967
1年超	109,978	298,512
合計	251,379	463,480

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産を余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。短期的な運転資金及び設備投資資金に関しては、自己資金及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び立替金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であり、支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

短期借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、すべて1年以内に返済期日が到来し、流動性リスクに晒されております。

長期借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、その一部は1年以内に返済期日が到来し、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は賃貸借契約締結時に差入先の信用状況を把握するとともに、入居後も定期的に信用状況を把握することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

未払金、短期借入金及び長期借入金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（2020年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	459,205	459,205	-
(2)売掛金	244,938		
貸倒引当金(1)	37,417		
	207,521	207,521	-
(3)立替金	64,973	64,973	-
資産計	731,699	731,699	-
(1)短期借入金	346,000	346,000	-
(2)未払金	201,791	201,791	-
(3)長期借入金(2)	393,332	392,796	535
負債計	941,123	940,587	535

(1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当事業年度（2021年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	629,158	629,158	-
(2)売掛金	278,964		
貸倒引当金(1)	25,770		
	253,194	253,194	-
(3)立替金	124,197	124,197	-
資産計	1,006,549	1,006,549	-
(1)短期借入金	30,000	30,000	-
(2)未払金	55,963	55,963	-
(3)長期借入金(2)	348,668	347,740	927
負債計	434,631	433,703	927

(1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)短期借入金、(2)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券（貸借対照表計上額 前事業年度0千円、当事業年度0千円）は、非上場株式であり、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象に含めておりません。

また、敷金及び保証金（貸借対照表計上額 前事業年度170,318千円、当事業年度167,924千円）は、市場価格がなく、退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であり、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	459,205	-	-	-
売掛金	244,938	-	-	-
立替金	64,973	-	-	-
合計	769,117	-	-	-

当事業年度（2021年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	629,158	-	-	-
売掛金	278,964	-	-	-
立替金	124,197	-	-	-
合計	1,032,319	-	-	-

4. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2020年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	346,000	-	-	-	-	-
長期借入金	44,664	69,324	69,324	69,324	62,636	78,060
合計	390,664	69,324	69,324	69,324	62,636	78,060

当事業年度（2021年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	30,000	-	-	-	-	-
長期借入金	69,324	69,324	69,324	62,636	49,320	28,740
合計	99,324	69,324	69,324	62,636	49,320	28,740

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
新株予約権戻入益	8,795	-

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員5名	当社取締役2名 当社従業員1名 社外協力者1名	当社従業員12名	当社従業員29名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式192,000株	普通株式144,000株	普通株式400,000株	普通株式218,800株
付与日	2013年4月25日	2013年5月23日	2014年8月18日	2015年7月13日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2015年5月1日 至 2023年4月24日	自 2015年6月1日 至 2023年5月22日	自 2016年9月1日 至 2024年7月31日	自 2017年7月14日 至 2025年7月13日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	社外協力者3名	当社従業員30名	社外協力者1名	当社監査役1名 当社従業員42名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式76,000株	普通株式153,200株	普通株式16,000株	普通株式258,400株
付与日	2015年7月13日	2016年7月20日	2016年7月20日	2017年5月18日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2017年7月14日 至 2025年7月13日	自 2018年7月21日 至 2026年7月20日	自 2018年7月21日 至 2026年7月20日	自 2019年5月19日 至 2027年4月18日



	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員21名	社外協力者1名	当社取締役監査等委員2名 当社従業員18名	当社取締役1名 当社従業員32名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式97,200株	普通株式405,784株	普通株式62,400株	普通株式108,800株
付与日	2017年9月29日	2018年8月30日	2018年9月28日	2019年9月28日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2019年9月30日 至 2027年8月29日	自 2018年9月1日 至 2023年8月31日	自 2020年9月29日 至 2028年8月28日	自 2021年9月29日 至 2029年8月28日

	第17回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	社外協力者1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式10,400株
付与日	2019年9月28日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 2019年9月29日 至 2029年9月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。また、2015年4月30日付株式分割(1株につき1,000株の割合)及び2020年3月10日付株式分割(1株につき8株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2021年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	160,000	128,000	152,000	124,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	16,000	16,000	8,000	1,520
失効	-	-	-	7,200
未行使残	144,000	112,000	144,000	115,280

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	60,000	32,400	16,000	162,800
権利確定	-	-	-	-
権利行使	40,800	1,360	-	3,240
失効	-	-	-	3,200
未行使残	19,200	31,040	16,000	156,360

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	-	-	-	102,400
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	102,400
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	56,000	405,784	51,200	-
権利確定	-	-	-	102,400
権利行使	2,480	-	-	-
失効	7,360	-	3,200	-
未行使残	46,160	405,784	48,000	102,400

	第17回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前事業年度末	10,400
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	10,400

(注) 株式数に換算して記載しております。また、2015年4月30日付株式分割(1株につき1,000株の割合)及び2020年3月10日付株式分割(1株につき8株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (注) (円)	89	89	213	682
行使時平均株価 (円)	1,586	1,234	1,586	1,562
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格 (注) (円)	682	960	960	960
行使時平均株価 (円)	1,457	1,586	-	1,553
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
権利行使価格 (注) (円)	960	2,223	2,223	2,223
行使時平均株価 (円)	1,673	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

	第17回新株予約権
権利行使価格 (注) (円)	2,223
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 2015年4月30日付株式分割(1株につき1,000株の割合)及び2020年3月10日付株式分割(1株につき8株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社株式は未公開株式であったため、公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式での評価方法はディスカウントキャッシュフロー方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 612,549千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 90,794千円

( 税効果会計関係 )

1 . 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 ( 2020年 9月30日 )	当事業年度 ( 2021年 9月30日 )
繰延税金資産		
貸倒引当金	12,016千円	25,387千円
減価償却超過額	26,846	26,612
未払事業税	-	5,671
賞与引当金	21,091	20,306
未払事業所税	1,055	1,145
投資有価証券	2,450	2,450
税務上の繰越欠損金 ( 注 ) 2	579,385	651,596
その他	14,539	32,304
繰延税金資産小計	657,384	765,473
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 ( 注 ) 2	579,385	651,596
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	77,999	113,876
評価性引当額小計 ( 注 ) 1	657,384	765,473
繰延税金資産合計	-	-

( 注 ) 1 . 評価性引当額が108,089千円増加しております。この増加は、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針 ( 企業会計基準適用指針第26号 ) 第15項に基づき、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を見直したことによるものであります。

2 . 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の情報

前事業年度 ( 2020年 9月30日 )

	1年以内 ( 千円 )	1年超 2年以内 ( 千円 )	2年超 3年以内 ( 千円 )	3年超 4年以内 ( 千円 )	4年超 5年以内 ( 千円 )	5年超 ( 千円 )	合計 ( 千円 )
税務上の繰越 欠損金 ( 1 )	-	-	23,831	144,668	176,564	234,321	579,385
評価性引当額	-	-	23,831	144,668	176,564	234,321	579,385
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

( 1 ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度 ( 2021年 9月30日 )

	1年以内 ( 千円 )	1年超 2年以内 ( 千円 )	2年超 3年以内 ( 千円 )	3年超 4年以内 ( 千円 )	4年超 5年以内 ( 千円 )	5年超 ( 千円 )	合計 ( 千円 )
税務上の繰越 欠損金 ( 1 )	-	23,831	144,668	176,564	122,650	183,882	651,596
評価性引当額	-	23,831	144,668	176,564	122,650	183,882	651,596
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

( 1 ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度・当事業年度においては税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、実名型グルメプラットフォーム「Retty」運営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	FRM	広告コンテンツ	合計
外部顧客への売上高	1,502,961	712,590	2,215,551

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社EPARKグルメ	255,403	実名型グルメプラットフォーム 「Retty」運営事業

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	FRM	広告コンテンツ	合計
外部顧客への売上高	1,398,541	539,947	1,938,488

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社EPARKグルメ	446,132	実名型グルメプラットフォーム 「Retty」運営事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	武田和也	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 33.5	-	新株予約権 の行使	69,600	-	-

(注) 2014年8月15日の株主総会決議に基づき発行した第5回新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	本田浩之	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.3	-	新株予約権 の行使	24,552	-	-

(注) 2015年7月13日の株主総会決議に基づき発行した第7回新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。



( 1株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり純資産額	40.45円	95.80円
1株当たり当期純損失 ( )	33.23円	31.28円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。また、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2. 当社は、2020年2月18日開催の取締役会決議により、2020年3月10日付で当社株式1株につき8株の割合で株式分割を行っているため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失( )を算定しております。

3. 1株当たり当期純損失( )の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
当期純損失 ( ) (千円)	324,030	358,590
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失 ( ) (千円)	324,030	358,590
普通株式の期中平均株式数 (株)	9,750,371	11,462,197
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権14種類(新株予約権の数 普通株式1,492,984株)。なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権14種類(新株予約権の数 普通株式1,379,424株)。なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	114,520	-	-	114,520	21,980	6,176	92,539
工具、器具及び備品	39,038	4,948	3,826	40,160	30,349	5,986	9,811
有形固定資産計	153,558	4,948	3,826	154,680	52,330	12,162	102,350
無形固定資産							
ソフトウェア	8,581	-	-	8,581	6,801	1,716	1,779
無形固定資産計	8,581	-	-	8,581	6,801	1,716	1,779
長期前払費用	205,764	107,266	219,441	93,589	60,686	123,865	32,902

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

長期前払費用 販売手数料の前払 106,747千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	346,000	30,000	0.86	-
1年以内に返済予定の長期借入金	44,664	69,324	1.37	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	348,668	279,344	1.41	2025年～2027年
合計	739,332	378,668	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	69,324	69,324	62,636	49,320

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	39,243	61,301	17,228	404	82,911
賞与引当金	68,882	144,252	146,816	-	66,317

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

( 2 ) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	629,158
合計	629,158

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社EPARKグルメ	124,269
Google Asia Pacific Pte. Ltd.	9,341
日本たばこ産業株式会社	8,255
アンドモワ株式会社	5,742
株式会社リクルート	4,407
その他	126,948
合計	278,964

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
244,938	2,114,366	2,080,340	278,964	88.2%	45

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．立替金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
農林水産省	124,197
合計	124,197

ニ．前払費用

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社EPARKグルメ	319,060
クラスメソッド株式会社	6,438
その他	33,189
合計	358,688

固定資産

イ．敷金及び保証金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
住友不動産株式会社	160,940
その他	6,983
合計	167,924

( 3 ) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

( 累計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当事業年度
売上高 ( 千円 )	521,850	989,876	1,460,004	1,938,488
税引前四半期 ( 当期 ) 純損失 ( ) ( 千円 )	16,818	114,073	182,049	356,299
四半期 ( 当期 ) 純損失 ( ) ( 千円 )	14,516	115,219	183,766	358,590
1 株当たり四半期 ( 当期 ) 純 損失 ( ) ( 円 )	1.31	10.19	16.11	31.28

( 会計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純損失 ( ) ( 円 )	1.31	8.71	5.90	15.04

## 第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社  株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。  当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://corp.retty.me/">https://corp.retty.me/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第10期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）2020年12月24日関東財務局長に提出。

#### (2) 四半期報告書及び確認書

第11期第1四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月15日関東財務局長に提出。

第11期第2四半期（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）2021年5月14日関東財務局長に提出。

第11期第3四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月13日関東財務局長に提出。

#### (3) 臨時報告書

2020年12月24日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書であります。

#### (4) 有価証券届出書の訂正届出書

2020年10月14日及び2020年10月22日関東財務局長に提出。

2020年9月28日提出の有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）に係る訂正届出書であります。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年12月24日

Retty 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人  
東 京 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢部 直哉

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新井 慎吾

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているRetty株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Retty株式会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

有形及び無形固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2021年9月30日現在、貸借対照表において、有形固定資産を102,350千円、無形固定資産を1,779千円計上している。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されており、会社は、固定資産に係る減損会計の適用にあたり、同社を単一の資金生成単位としている。会社は、前事業年度及び当事業年度において営業損失を計上したことから、これらの固定資産に減損の兆候があると判断した。このため、減損損失の認識の判定を行った結果、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識していない。割引前将来キャッシュ・フローは、将来5年間の事業計画に基づき見積もっている。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されており、事業計画における売上高の基礎となる新規参画店舗数及び解約率である。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りにおける上記の重要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、有形固定資産及び無形固定資産の減損損失の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りについて、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な資産の経済的残存使用年数と将来キャッシュ・フローの見積年数とを比較した。</li> <li>・将来キャッシュ・フローの見積りの前提となった損益と取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。</li> <li>・経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における事業計画とその後の実績を比較した。</li> <li>・将来キャッシュ・フローの見積りにおける経営者が利用した重要な仮定である新規参画店舗数及び解約率について、経営者と協議を行うとともに、市場予測及び利用可能な外部データとの比較、類似企業との比較、並びに過去実績からの趨勢分析を実施し、経営者による将来の不確実性の評価について検討した。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症による影響の収束時期について経営者と協議し、今後の市場動向に関する経営者の仮定を評価した。</li> <li>・算定された割引前将来キャッシュ・フローに対し、将来の変動リスクを考慮した感応度分析を実施した。</li> </ul>

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。